

農業・農村の動向等に関する 年次報告

平成24年9月

福島県

目 次

I	平成23年度の施策の推進	
1	平成23年度の施策の概要	1
II	農業及び農村の動向	
1	平成23年度の農業及び農村の動向	
(1)	本県の概要	2
(2)	県全体の動向	3
(3)	地方の動向	15
(4)	農作物等の気象災害（東日本大震災による被害を除く）	29
III	農業及び農村の振興に関して講じた施策	
1	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害への対応	
(1)	被害の概況	30
(2)	農業再生に向けた取組	
ア	農産物等の安全・安心を確保する取組	32
イ	被災農地・農業用施設等の災害復旧	43
ウ	除染の推進	45
エ	農業者に対する支援	48
オ	風評被害の払拭に向けた取組	50
2	「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応	52
	【参考資料】	
	農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちょく状況	56
	用語解説	62
	福島県農業・農村振興条例	66

I 平成23年度の施策の推進

1 平成23年度の施策の概要

平成23年度は、平成22年3月に策定した福島県農林水産業振興プラン「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」に掲げる目標実現に向け、重点戦略の本格的実施や、「ごちそうふくしま絆づくり運動」の積極的展開、ふくしま・地域産業6次化の一層の推進などを予定していましたが、平成23年3月に未曾有の被害となった東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力災害（以下、「原子力災害」という。）が発生し、被災者や避難者に対する行政サービスの提供、被災施設等の復旧、放射性物質対策の実施など災害対応に全力で取り組む必要があったことから、農業・農村の振興関連施策を順調に推進することは困難でした。

さらに、平成23年7月新潟・福島豪雨や、平成23年9月の台風15号もあり、県内各地が災害で大きな痛手を被りました。

平成23年8月、県は、復興に向けて希望の旗を立て、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めるため、復興に当たっての基本理念と復興に向けた主要施策をまとめた「福島県復興ビジョン」を策定しました。また、平成23年12月には、復興ビジョンに沿って、今後10年間の具体的な取組や主要な事業を示す「福島県復興計画（第1次）」を策定しました。

復興計画では、12本の復興に向けた重点プロジェクトが位置付けられ、農業・農村に関係するものとしては「環境回復プロジェクト」や「農林水産業再生プロジェクト」等が挙げられました。こうしたことから、県では、市町村や農業団体等との連携協力の下、緊急時環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の農産物の安全・安心を確保するための取組、被災した農地・農業用施設等の応急対策や復旧、放射性物質に汚染された農地等の除染、被災した農業者の生活・生産再開への支援、県産農林水産物に対する風評への対処などの取組を行ってきました。また、国に対しては、放射性物質に関する食品の安全基準の設定や放射性物質に汚染された堆肥等の処理方法の明確化を求めてきました。

加えて、原子力災害に伴う損害賠償については、請求に関する農業者の相談を受けるとともに、東京電力株式会社に対する事前の交渉等にあたりました。

このように、かつて経験したことの無いほどの大規模な自然災害に、深刻な原子力災害が加わるという、厳しい状況の中、福島県の農業の復旧・復興の針を1秒でも早く進めるために、全力を尽くしました。

II 農業及び農村の動向

1 平成23年度の農業及び農村の動向

(1) 本県の概要

- 平成23年の本県の農家数の動向についてみると、平成23年の本県の販売農家数は6万8,200戸で、平成22年と比べて2,320戸(3.3%)減少しました。販売農家に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ19.2%、31.7%、49.1%となっており、平成22年と比べて、主業農家数は増加しましたが、準主業・副業的農家数は減少しました。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」は、平成24年3月末現在で6,621経営体となっており、これまでの増加傾向から一転、減少しました。

- 平成23年における農業生産は、東日本大震災及び原子力災害等の影響により、大きく減少しました。

水稲作付面積は6万4,400haと、作付面積、収穫量とも前年に比べ約20%減少しました。作柄は作況指数102の「やや良」で、品質は良好でした。こうした中であって、県オリジナル品種「天のつぶ」の本格的な作付が開始されました。

小麦・大豆は作付面積が減少しましたが、そばは水稲の代替として作付され、面積が増加しました。

野菜では、本県の主力品目であるきゅうり、トマトともに、作付面積は前年と比べて減少し、特にトマトの収穫量は、平成23年7月新潟・福島豪雨や、夏期の高温の影響等を受けて前年対比72.2%と大幅に減少しました。

果樹の栽培面積については、日本なし、りんご、ぶどうが前年と比べて減少しましたが、ももは前年並みの面積でした。

花きの作付面積は、宿根かすみそうとトルコギキョウが前年と比べて増加しました。一方、きく及び鉢物類は、前年と比べて減少しました。

畜産では、肉用牛・乳用牛・豚・採卵鶏の全てについて、避難指示区域の設定等により、飼育中止を余儀なくされたこと等から、飼養戸数、飼養頭数(羽数)いずれも、前年と比べて大きく減少しました。肉用牛については、飼養戸数・飼養頭数ともに、2割以上の減少率となっています。

- 平成23年度から農業者戸別所得補償制度が本格実施されました。平成23年度の交付金交付件数は、36,006件となり、平成22年度戸別所得補償モデル対策に比べ、1,693件増加しました。

(2) 県全体の動向

ア 農業構造

(ア) 農家数

平成23年の本県の販売農家数は6万8,200戸で、平成22年と比べて2,320戸(3.3%)減少しました。販売農家に占める主業、準主業、副業的農家の割合は、それぞれ19.2%、31.7%、49.1%となっており、平成22年と比べて、主業農家数は増加しましたが、準主業・副業的農家数は減少しました。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」は、東日本大震災及び原子力災害により避難を余儀なくされた市町村等において、新規認定や再認定の取組が十分に行えなかったことなどから、平成24年3月末現在で6,621経営体となっており、これまでの増加傾向から一転、減少しました。

総農家数等の推移

(単位:戸、%)

項目	平成17年	平成22年	平成23年	H23/H22	
総農家数	104,423	96,598	-	-	
販売農家数	80,597 (100.0)	70,520 (100.0)	68,200 (100.0)	96.7	
主業農家数	14,287 (17.7)	12,746 (18.1)	13,100 (19.2)	102.8	
うち65歳未満の農業専従者がいる農家数	11,866 (14.7)	10,438 (14.8)	-	-	
準主業農家数	24,761 (30.7)	23,617 (33.5)	21,600 (31.7)	91.5	
副業的農家数	41,549 (51.6)	34,157 (48.4)	33,500 (49.1)	98.1	
経営耕地規模別農家数	1.0ha未満	38,514 (100.0)	31,508 (100.0)	30,200 (100.0)	95.8
	1.0~3.0ha	34,284 (89.0)	30,666 (97.3)	29,300 (97.0)	95.5
	3.0ha以上	7,799 (20.2)	8,346 (26.5)	8,700 (28.8)	104.2

(農林水産省「農林業センサス」・「農業構造動態調査」)

※ ()内は販売農家に占める各農家の割合を示す。

※ 平成23年のみ「農業構造動態調査」による。農家数は千戸単位での公表。

認定農業者数の推移

(単位:経営体、%)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H23/H22
認定農業者数	6,141	6,398	6,647	6,782	6,780	6,621	97.7

(農業担い手課調べ)

※各年度の3月末現在の数値である。

(イ) 農家人口及び農業就業人口

世界農林業センサス調査年である平成22年における、全国の農業就業人口は260万6千人で、平成17年と比べて74万7千人(22.3%)減少しています。

一方、65歳以上の農業就業者が61.6%を占め、高齢化が進んでいます。

本県の農業就業人口は10万9,048人で、平成17年と比べて2万5,962人(19.2%)減少しています。65歳以上の農業就業者は全体の63.9%を占め、また平均年齢66.8歳と全国平均65.8歳を上回り、高齢化が一層進んでいます。

農家人口及び農業就業人口の推移(販売農家) (単位:戸、%)

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H22/H17
農家人口	505,795	452,418	378,211	310,611	82.1
農業就業人口	148,780 (100.0)	147,501 (100.0)	135,010 (100.0)	109,048 (100.0)	80.8
男性	62,248 (41.8)	63,146 (42.8)	60,979 (45.2)	52,461 (48.1)	86.0
女性	86,532 (58.2)	84,355 (57.2)	74,031 (54.8)	56,587 (51.9)	76.4
65歳未満	83,765 (56.3)	66,479 (45.1)	53,223 (39.4)	39,344 (36.1)	73.9
65歳以上	65,015 (43.7)	81,022 (54.9)	81,787 (60.6)	69,704 (63.9)	85.2
平均年齢	-	61.7	63.8	66.8	-

(農林水産省「農林業センサス」)

※()内は農業就業人口に占める各人口の割合を示す。

(ウ) 新規就農者

平成24年5月1日現在における本県の新規就農者数は、142人であり、前年の182人を大きく下回りました。

就農形態別に見ると、Uターンでの落ち込みが大きくなっています。

新規就農者数の推移 (単位:人)

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	H24/H23
新規学卒	25	32	22	16	27	21	25	119.0
Uターン	78	78	53	100	82	104	62	59.6
新規参入	13	18	23	45	83	57	55	96.5
合計	116	128	98	161	192	182 ※	142	78.0

(農業担い手課調べ)

※調査基準日は5月1日、調査対象期間は前年5月2日から当該年5月1日までの1年間である。

※東日本大震災及び原子力災害の影響により調査を行うことができない市町村があることから、平成23年は参考値である。

(エ) 農作業の受委託

世界農林業センサス調査年である平成22年における、本県の全農業経営体7万1,654戸のうち、農作業を委託した経営体は3万6,748戸、そのうち水稲作業を委託した経営体は3万6,018戸で、全経営体の50.3%となっています。一方、農作業を受託した経営体は7,766戸で、そのうち水稲作業を受託した経営体が7,418戸となっており、本県の作業受委託は水稲作業が中心となっています。

(オ) 農用地の利用集積

平成22年度における本県の農用地利用集積面積は4万8,128haで、そのうち、認定農業者への集積面積は3万1,849haとなり、集積率は66.2%となっています。

す。

なお、東日本大震災及び原子力災害の影響により、相双地方の市町村においては、取りまとめを行うことができず、実績に含めていないため、前年度と比べて農用地利用集積面積は 10,292ha (17.6%) 減少し、認定農業者への集積面積も7,677ha (19.4%) 減少しています。

(単位:ha、%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	H22/H21
農用地利用集積面積	49,223	53,018	55,470	57,243	58,420	48,128	82.4
認定農業者への集積面積	30,936	33,942	35,928	37,991	39,526	31,849	80.6
認定農業者への集積率	62.8	64.0	64.8	66.4	67.7	66.2	-

(県農業担い手課調べ)

(カ) 耕地面積

平成23年における本県の耕地面積は14万4,500haで、前年と比べて5,400ha (3.6%)減少しています。

なお、平成23年については、立入りが制限されている区域については、当該区域の前年耕地面積から地震発生以前に把握した農地転用等のかい廃面積及び空中写真等の利用により推定した津波による耕地被害面積を差し引いた上で、関係機関からの情報収集等により推定した面積を計上しています。

耕地面積の推移 (単位:ha)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
田	107,400	106,900	106,400	105,900	105,500	105,300	100,500	95.4
畑	45,800	45,800	45,500	45,100	44,800	44,600	44,000	98.7
普通畑	32,400	32,400	32,200	32,100	31,900	31,800	31,000	97.5
樹園地	7,770	7,710	7,550	7,460	7,370	7,300	7,300	100.0
牧草地	5,660	5,690	5,660	5,630	5,610	5,590	5,660	101.3
合計	153,200	152,600	151,800	151,000	150,300	149,900	144,500	96.4

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

(キ) 耕作放棄地

世界農林業センサス調査年である平成22年における、本県の耕作放棄地面積は2万2,394haとなっており、平成17年と比べて686ha (3.2%)増加しましたが、増加率は低下する傾向にあります。

耕作放棄地面積の推移 (単位:ha)

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H22/H17
耕作放棄地面積	14,888	20,160	21,708	22,394	103.2

(農林水産省「農林業センサス」)

イ 農用地の整備

本県の田のほ場整備済み面積は、平成23年までに、7万3,046ha (整備率74.7%)となっています。

また、災害を受けたほ場の復旧に取り組んでいます。

農用地の整備状況

(単位:ha、%)

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
整備済田面積	72,261 (68)	72,473 (68)	72,673 (69)	72,862 (69)	72,958 (75)	73,047 (75)	100.1

(県農村基盤整備課調べ)

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

※()内は整備率を示す。

ウ 農家経済

平成22年における本県の販売農家1戸当たり総所得は401万1千円で、前年と比べて14万3千円(3.7%)増加しました。このうち、農業所得は137万円で、全国平均より高くなっています。これは、米の作柄が作況指数103と豊作であったことや、戸別所得補償モデル対策への加入によって一定程度の所得が補償されたことによるものと考えられます。

65歳未満の農業専従者のいる主業農家の総所得は553万2千円で、前年と比べて10万7千円(2.0%)増加しました。一方、農業所得は390万8千円で、前年と比べて24万8千円(6.0%)減少したものの、農業依存度は上昇しました。

農家所得の推移(販売農家)

(単位:千円/戸、%)

項目		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
販売農家	農業所得	1,253	1,317	1,279	1,236	1,225	1,370
	農業生産関連事業所得	1	19	30	10	10	21
	農外所得	1,517	1,541	1,511	1,386	1,166	1,168
	年金等の収入	1,431	1,382	1,523	1,292	1,467	1,452
	総所得	4,202	4,259	4,343	3,924	3,868	4,011
	農業依存度	45.2	45.8	45.4	47.0	51.0	53.5
主業農家 (65歳未満の農業 専従者あり)	農業所得	3,931	4,139	3,961	3,922	4,156	3,908
	農業生産関連事業所得	14	74	△5	51	36	73
	農外所得	650	678	840	773	524	379
	年金等の収入	885	1,030	1,013	920	709	1,172
	総所得	5,480	5,921	5,809	5,666	5,425	5,532
	農業依存度	85.5	84.6	82.6	82.6	88.1	89.6

(東北農政局「福島農林水産統計年報」)

エ 農業生産

(ア) 農作物の作付面積

平成22年における本県の農作物作付延べ面積は12万7,900haで、前年と比べて200ha (0.2%) 減少しました。

作物別では、全般的に減少傾向にある中で、そばと飼肥料作物が増加しています。また、田畑別では、畑での作付面積が減少した一方で、田での作付面積は若干増加しました。

主要農作物の作付面積の推移 (単位:ha)

作物	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
水 稲	82,600	82,600	81,300	80,700	80,600	99.9
小 麦	411	491	482	467	441	94.4
大 豆	3,520	3,310	3,310	3,190	2,880	90.3
そ ば	2,970	2,990	3,300	3,190	3,450	108.2
野 菜	15,000	14,800	14,800	14,600	14,500	99.3
果 樹	7,690	7,650	7,560	7,480	7,400	98.9
花 き	628	620	596	620	601	96.9
工芸農作物	1,560	1,480	1,400	1,320	1,310	99.2
飼肥料作物	14,100	14,000	14,000	14,100	14,400	102.1
農作物作付延べ面積	131,000	130,400	129,200	128,100	127,900	99.8
田	94,200	94,000	93,200	92,600	92,800	100.2
畑	36,800	36,400	36,000	35,500	35,100	98.9

(農林水産省「耕地及び作付面積統計」、東北農政局「福島農林水産統計年報」、県園芸課調べ)

(イ) 耕地利用率

平成22年における本県の耕地利用率は田畑計で85.3%となっており、前年と比べて0.1ポイント上昇しました。畑における耕地利用率は低下しましたが、田における耕地利用率が上昇し、全体としてはわずかに上昇しました。

耕地利用率の推移 (単位:%)

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22-H21
田	88.1	88.3	88.0	87.8	88.1	0.3
畑	80.3	80.0	79.8	79.2	78.7	△ 0.5
田畑計	85.8	85.9	85.6	85.2	85.3	0.1

(ウ) 農業産出額

平成22年における農業産出額（菌茸類を含む）は2,379億円で、前年と比べて117億円（4.7%）減少しました。

作物別では、米が791億円と、前年と比べ157億円（16.6%）、工芸農作物が36億円と、前年と比べ10億円（21.7%）減少しました。一方、果実・畜産等の産出額が増加しています。

農業産出額の推移

（単位：億円、%）

作物	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
米	975 (38.3)	901 (36.2)	987 (38.7)	948 (38.0)	791 (33.2)	83.4
麦類	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	-
雑穀・豆類	15 (0.6)	12 (0.5)	13 (0.5)	12 (0.5)	13 (0.5)	108.3
野菜・いも類	546 (21.5)	569 (22.9)	557 (21.9)	572 (22.9)	574 (24.1)	100.3
果実	284 (11.2)	293 (11.8)	275 (10.8)	272 (10.9)	292 (12.3)	107.4
花き	66 (2.6)	70 (2.8)	65 (2.6)	65 (2.6)	61 (2.6)	93.8
工芸農作物	51 (2.0)	47 (1.9)	50 (2.0)	46 (1.8)	36 (1.5)	78.3
畜産	537 (21.1)	525 (21.1)	535 (21.0)	513 (20.6)	541 (22.7)	105.5
菌茸	45 (1.8)	45 (1.8)	43 (1.7)	46 (1.8)	49 (2.1)	106.5
その他	25 (1.0)	24 (1.0)	23 (0.9)	23 (0.9)	22 (0.9)	95.7
計	2,545 【2,524】	2,486	2,548	2,496	2,379	95.3

（農林水産省「生産農業所得統計」）

※端数処理のため、合計値が一致しないことがある。

※平成19年度から算出方法が変更され、①県内市町村間で取引された中間生産物、②水田・畑作経営安定対策の導入により、麦・大豆等の該当作物の産出額に含まれていた交付金の一部が産出額に計上されないこととなったため、過去の数値と単純に比較することはできない。なお、平成17、18年の合計の【】書きは、平成19年に変更された算出方法をあてはめた場合の産出額である。

オ 農畜産物の生産動向

(ア) 水稻

平成23年における本県の水稲作付面積は64,400ha、収穫量は353,600tとなっています。東日本大震災及び原子力災害等の影響により、作付面積、収穫量とも前年に比べ約20%減少しました。

品種別では、「コシヒカリ」「ひとめぼれ」の2品種で全体の9割以上を占めており、米価の低迷等を背景に、販売単価の高い銘柄品種に作付けが集中しています。

作柄については、全もみ数は平年比99%で「平年並み」となったものの、登熟が「やや良」となったことから、作況指数102の「やや良」となりました。

品質については、9月の台風によりやや倒伏が見られましたが、良好でした。なお、水稻うるち玄米の一等米比率は、平成24年3月末日現在95.6%となっており、前年同期に比べて21.5ポイント、一昨年よりも1.9ポイント上昇しました。

水稻の作付面積、収穫量等の推移

(単位:ha、t、kg/10a)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
作付面積	82,700	82,600	82,600	81,300	80,700	80,600	64,400	79.9
収穫量	449,100	433,700	445,200	438,200	436,600	445,700	353,600	79.3
10a当たり収量	543	525	539	539	541	553	549	99.3

(農林水産省「作物統計」)

品種構成の推移

(単位:%)

品 種	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
コシヒカリ	61.9	60.9	62.6	65.4	66.0	66.3
ひとめぼれ	25.4	25.9	24.8	20.1	22.8	27.4

(県水田畑作課調べ)

水稻作況指数の推移

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
福島県	101	98	100	100	101	103	102
中通り	101	98	101	100	101	103	102
浜通り	100	96	99	97	99	104	101
会津	102	98	100	103	100	102	99

(農林水産省「作物統計」)

(イ) 小麦・大豆・そば

平成23年産小麦の作付面積は433haで、前年と比べて8ha（1.8%）減少しました（作付面積は東日本大震災前の播種面積）。10a当たり収量は99kg/10aと低い状況にあります（収穫量は東日本大震災後の収穫量）。

小麦の作付面積、収穫量等の推移

（単位：ha、t、kg/10a）

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
作付面積	411	491	482	467	441	433	98.2
収穫量	851	889	989	806	651	429	65.9
10a当たり収量	207	181	205	173	148	99	66.9

（農林水産省「作物統計」）

平成23年産大豆の作付面積は2,100haで、前年と比べて780ha（27.1%）減少しました。これは、東日本大震災及び原子力災害の影響により、主産地である相双地方で、作付が不能になったことが大きな要因です。販売を目的として生産している大豆団地（1ha以上）は103団地、842ha、また、10a当たり収量は140kg、収穫量は2,940t、流通量（検査数量）は1,359tとなっており、団地面積、収穫量は前年よりも減少したものの、10a当たり収量、流通量（検査数量）は増加しました。しかし、放射性物質への懸念から、県産大豆が市場に上場されていない状況にあります。

大豆の作付面積、収穫量等の推移

（単位：ha、t、kg/10a）

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
作付面積	3,520	3,310	3,310	3,190	2,880	2,100	72.9
団地(1ha)数	131	137	147	141	127	103	81.1
団地(1ha)面積	945	1,075	1,268	1,287	1,138	842	74.0
収穫量	3,660	4,270	4,860	4,660	3,050	2,940	96.4
流通量	943	1,314	1,801	1,779	1,178	1,359	115.4
10a当たり収量	104	129	147	146	106	140	132.1

（農林水産省「作物統計」、県水田畑作課調べ）

そばは、会津地方を中心に栽培されており、平成23年産の作付面積は3,570haで前年に比べて300ha増加しました。これは東日本大震災の影響で水稲の代替として田への作付が進められたことも要因として考えられ、北海道、山形県、福井県に次ぐ全国4位の面積となっています。また、作柄についても、10a当たり収量は70kg、収穫量は2,630tと、例年になく良好でした。しかし、放射性物質への懸念による風評被害や、収穫量の増加から、価格の低下や在庫量の増加が見られました。

そばの作付面積、収穫量等の推移

（単位：ha、t、kg/10a）

項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
作付面積	2,970	2,990	3,300	3,190	3,450	3,750	108.7
収穫量	1,900	1,560	1,910	971	1,860	2,630	141.4
10a当たり収量	64	52	58	30	54	70	129.6

（農林水産省「作物統計」）

(ウ) 野菜

平成23年における野菜栽培は、東日本大震災及び原子力災害の影響により、多くの品目において、作付面積や収穫量が減少しました。これは、作付が困難な地域が生じたこと、放射性物質が暫定基準値を超過し、出荷制限措置となった品目があったこと等が主な要因と考えられます。

本県の主力品目であるきゅうり、トマトについても、作付面積、収穫量ともに、前年と比べ減少しています。特にトマトについては、上記要因などから作付面積が354haと前年対比74.8%と大きく減少し、さらに、主要作型である夏秋栽培において、平成23年7月新潟・福島豪雨や、夏期の高温の影響等を受けて単収が落ち込んだことなどから、収穫量も前年対比72.2%と大きく減少しました。

主要野菜の作付面積、収穫量の推移

(単位: ha、t、kg/10a)

品目	項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
きゅうり	作付面積	922	920	898	896	887	762	85.9
	収穫量	5,230	53,600	53,500	53,900	49,400	44,400	89.9
トマト	作付面積	522	517	506	486	473	354	74.8
	収穫量	30,500	32,300	33,200	31,200	28,800	20,800	72.2
アスパラガス	作付面積	462	464	495	470	478	-	101.7
	収穫量	1,740	2,030	2,010	1,970	1,880	-	95.4

(農林水産省「野菜生産出荷統計」)

※アスパラガスは、平成23年の数値が公表されていないことから、平成21年と平成22年の対比である。

なお、平成22年におけるアスパラガスは、アスパラガスを経営の柱とする生産者の育成や県オリジナル品種の作付などにより、作付面積は前年対比101.7%と増加しました。

(エ) 果樹

平成23年における果樹の栽培は、浜通りにおいては、一部のなし園が東日本大震災の津波により直接的な被害を受けたほか、多くのなし園で原子力災害の影響により避難指示区域等に指定されたため、管理・収穫ができませんでした。

さらに、当初果実への移行は少ないと思われていた放射性物質について、一部地域において、うめ、ゆず、かき等で暫定基準値を超過する事例が発生したことから、当該品目・地域において出荷制限措置がとられました。また、本県の主力品種であるもも、日本なし、りんご及びぶどう等では、暫定規制値の超過はありませんでしたが、風評被害など原子力災害の影響を大きく受けました。

本県の主力品目であるももの栽培面積は1,780haで、全国2位を維持し、収穫量は2万9,000 tで、前年並みでしたが、風評被害により、贈答用販売の大幅な減少や単価の大幅な下落が見られました。

日本なしの栽培面積は1,120haで、津波の被害等もあり、前年と比べて80ha(7.0%)減少し、収穫量で2万1,600 tで、前年対比93.1%と減少しました。

りんごの栽培面積も減少傾向にあります。栽培品種は、「ふじ」が大半を占めており、着色が早く、早期収穫が可能な「優良着色系ふじ」への改植が進ん

でいます。

ぶどうの栽培面積は、前年より2ha減少の291haとなっています。県北地方における雨よけ施設の導入や、県中地方における県オリジナル品種「あづましずく」の産地化などの取組が進んでいます。収穫量は3,150tで、前年並みでした。

なお、栽培面積について、平成23年は、原子力災害により避難指示区域等に指定されている地域については、平成22年の数値を計上しております。

主要果樹の栽培面積、収穫量の推移

(単位:ha、t、kg/10a)

品目	項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
もも	栽培面積	1,760	1,800	1,790	1,790	1,780	1,780	100.0
	収穫量	29,800	27,800	31,800	30,100	28,200	29,000	102.8
日本なし	栽培面積	1,210	1,180	1,170	1,160	1,150	1,120	97.4
	収穫量	22,300	22,700	25,500	25,600	23,200	21,600	93.1
りんご	栽培面積	1,570	1,540	1,510	1,460	1,430	1,410	98.6
	収穫量	32,400	35,100	37,800	36,800	31,600	26,300	83.2
ぶどう	栽培面積	295	295	292	293	293	291	99.3
	収穫量	3,020	3,340	3,210	3,350	3,110	3,150	101.3

(農林水産省「果樹生産出荷統計」)

(オ) 花き

平成22年における、宿根かすみそうの作付面積は57haで、前年と比べて1ha(1.8%)増加しました。また、トルコギキョウの作付面積は32haで、前年と比べて2ha(6.7%)増加しました、一方、きくの作付面積は121haで、前年と比べて7ha(5.5%)、りんどうは39haで前年と比べて1ha(2.5%)、鉢物類は33haで前年と比べて4ha(10.8%)、それぞれ減少しました。

主要花きの作付面積の推移

(単位:ha)

品目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
きく	125	126	123	128	121	94.5
宿根かすみそう	62	59	56	56	57	101.8
りんどう	41	39	40	40	39	97.5
トルコギキョウ	30	31	32	30	32	106.7
鉢物類	42	40	41	37	33	89.2

(県園芸課調べ)

(カ) 工芸農作物及び養蚕

葉たばこ、こんにゃくいもなどの工芸農作物は、中山間地域の主要作物として栽培されていますが、原子力災害の影響により、平成23年は、葉たばこの作付を自粛しました。

平成23年におけるこんにゃくいもの作付面積は38haで、前年と比べて2ha(5.0%)減少しています。

主要工芸農作物の作付面積の推移

(単位:ha)

品目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
葉たばこ	1,304	1,225	1,144	1,054	993	0	0.0
こんにゃくいも	33	27	31	42	40	38	95.0

(福島県たばこ耕作組合調べ、(財)日本こんにゃく協会調べ)

養蚕農家数は、高齢化等により年々減少しています。平成23年における収繭量は34 tで、前年と比べて7 t（17.1%）減少しました。

収繭量の推移

（単位:t）

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	H23/H22
収繭量	75	65	57	51	48	41	34	82.9

（県園芸課調べ）

(キ) 畜産

平成23年における畜産については、東日本大震災及び原子力災害の影響を強く受けました。特に原発事故発生直後より、原乳から暫定規制値を上回る放射性物質が検出され、県内全域で出荷制限措置がとられました。出荷できない原乳は廃棄され、酪農家にとって大きな負担となりました。

また、阿武隈山地を擁する相双地方は、肉牛・酪農の盛んな地域であり、加えて、大規模な養豚場や養鶏場もありましたが、多くの経営体が警戒区域等避難指示区域内に位置し、避難を余儀なくされました。

さらに、汚染されたエサを給与したことが原因で、平成23年7月には本県産の牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、原則として牛の移動が禁ぜられるなどの措置がとられたため、全頭検査や飼料購入に対する支援を行いました。

こうしたことから、各畜種の飼養戸数・頭羽数等は、前年よりも大きく減少しました。

平成24年2月時点における乳用牛の飼養戸数は466戸、飼養頭数は1万4,800頭で、前年と比べて82戸（15.0%）、2,300頭（13.5%）減少しました。一方、1戸当たり飼養頭数は31.8頭と増加しました。

肉用牛の飼養戸数は3,080戸、飼養頭数は5万8,100頭で、前年と比べて940戸（23.4%）、16,100頭（21.7%）減少しました。1戸当たり飼養頭数は18.9頭と増加しました。

豚の飼養戸数は90戸、飼養頭数は13万700頭で、前年と比べて23戸（20.4%）、5万3,500頭（29.0%）減少し、1戸当たり飼養頭数も1,452頭と減少しました。

採卵鶏の飼養戸数は47戸、飼養羽数は290万4千羽で、前年と比べて13戸（21.7%）、138万5千羽（32.3%）減少し、1戸当たり飼養羽数も6万1,800羽と減少しました。

家畜・家禽飼養戸数等の推移

(単位:戸、頭、千羽)

品目	項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	H24/H23
乳用牛	飼養戸数	737	711	679	641	590	567	548	466	85.0
	飼養頭数	21,500	21,100	20,700	19,500	17,900	17,600	17,100	14,800	86.5
	1戸当たり飼養頭数	29.2	29.7	30.5	30.4	30.3	31.0	31.2	31.8	101.9
肉用牛	飼養戸数	5,340	4,920	4,830	4,730	4,480	4,300	4,020	3,080	76.6
	飼養頭数	82,100	79,200	83,600	83,400	83,700	78,200	74,200	58,100	78.3
	1戸当たり飼養頭数	15.4	16.1	17.3	17.6	18.7	18.2	18.5	18.9	102.2
豚	飼養戸数	—	160	153	145	136	—	113	90	79.6
	飼養頭数	—	206,700	206,200	200,400	200,400	—	184,200	130,700	71.0
	1戸当たり飼養頭数	—	1,291	1,348	1,382	1,438	—	1,630	1,452	89.1
採卵鶏	飼養戸数	—	69	63	64	64	—	60	47	78.3
	飼養羽数	—	4,311	4,219	4,179	4,166	—	4,289	2,904	67.7
	1戸当たり飼養羽数	—	62.5	67.0	65.3	65.1	—	71.5	61.8	86.4
ブロイラー	飼養戸数	50	50	50	47	45	—	—	—	95.7
	飼養羽数	1,353	1,235	1,271	1,157	1,109	—	—	—	95.9
	1戸当たり飼養羽数	27.1	24.7	25.4	24.6	24.6	—	—	—	100.0

(農林水産省「畜産統計」)

※各年次の2月1日現在の数値である。

※採卵鶏の飼養羽数は、成鶏めす(6カ月以上)を示す。

※ブロイラーについては平成22・23・24年の調査は行われていない。このため、伸び率は平成20年と平成21年の対比である。

(ク) 菌茸類

平成22年における栽培きのこ類の総生産量は6,633 tで、前年と比べて638 t (10.6%) 増加しました。

生しいたけの生産量は3,665 tで、栽培きのこ類全体の55%を占め、うち菌床栽培が79%を占めています。

また、なめこの生産量は2,195 tで、栽培きのこ類全体の33%を占め、うち菌床栽培が98%を占めています。

菌茸類生産量の推移

(単位:t、%)

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H22/H21
栽培きのこ総生産量	5,719	5,635	5,723	5,459	5,995	6,633	110.6
生しいたけ	2,825	2,784	2,847	2,864	3,119	3,665	117.5
なめこ	2,171	2,128	2,149	1,893	2,136	2,195	102.8

(県林業振興課調べ)

(3) 地方の動向

ア 県北地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害への対応

復旧・復興対策については、地震により被害を被った共同利用施設・農地・農業用施設等の迅速な復旧を図りました。(農地・農業用施設等の復旧 災害査定82箇所 発注：79箇所 平成24年3月末現在)

農林地等の放射性物質の除染については、「県北地方農林地等除染対策推進チーム」を設置し、所内各部・農業普及所の情報共有の下、各市町村の除染事業構築を支援しました。

農産物の安全確保に向け、緊急時モニタリングとして2,874点を実施し、安全性の確認及び出荷制限解除のデータとして活用しました。

風評被害対策としては、緊急時モニタリング検査結果に基づく食の安全性PRに努めるとともに、ももの旬の時期に、首都圏におけるPR活動を行いました。

原発事故にかかる東京電力への損害賠償請求については、管内JA等に職員を派遣するなどして、請求・支払事務等の支援を行いました。

(イ) 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応

東日本大震災及び原子力災害への対応を最優先課題としつつ、「くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり」の実現に向け、「農林業の担い手の育成・確保」「農業の振興」「都市との交流促進と農山村の活性化」等を継続的に推進しました。

特に、「農林業の担い手の育成・確保」については、「農業法人等チャレンジ雇用支援事業」を11法人等で実施し、新規就農希望者の就農を支援しました。

「農業の振興」については、「産地生産力強化総合支援事業」により、野菜の栽培用ハウスや小菊の結束装置を導入し、生産の拡大や作業の省力化を支援しました。

また、「都市との交流促進と農山村の活性化」については、原発事故により交流人口が減少したものの、被災地支援のため来県する研究者やボランティア等の宿泊場所としての需要により、平成23年度において新たに農家民宿が5軒開業しました。

● 『がんばろう ふくしま!』モモと観光フェア」を池袋で開催しました！

県北地方振興局及び県北農林事務所は、原発事故による風評被害を受けていた県北地方の特産物である旬のモモを、首都圏の方々にPRして購買につなげるため、平成23年8月5日（金）、6日（土）の2日間、JR池袋駅メトロポリタンプラザビル1階自由通路内において、試食販売を実施しました。

また、併せて県北の著名な温泉や観光地の良さを発信するとともに、あんぽ柿やはちみつ、桑やエゴマの加工品、温泉まんじゅう等の特産品の販売も行いました。

5日はJA新ふくしま、6日はJA伊達みらい管内の選りすぐりのモモ「あかつき」を出品し、子どもから大人まで、皆、「甘い!、美味しい!」と大変好評で、両日ともフェア終了時刻までには完売となりました。



好評だったモモの販売



フェア開催ポスター



「ももりん」とミスピーチもPR

イ 県中地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害への対応

復旧・復興対策については、被災農地や農業用施設等の復旧事業により農家経営と営農の早期再開を支援しました。(農地・農業用施設等の復旧 災害査定880箇所 発注：541箇所 平成24年3月末現在)

農用地等の放射性物質の除染については、「県中地方農林地等除染対策推進チーム」を設置し、所内各部・農業普及所の情報共有の下、各市町村の除染事業構築を支援しました。

農産物の安全確保に向け、緊急時モニタリングを管内で2,155点実施するとともに、地元自治体や団体が取り組む農畜産物・土壌等への放射性物質影響調査体制の整備を行いました。

風評被害の払拭に向けては、緊急時モニタリング検査結果に基づく食の安全性PRに努めるとともに、「がんばろう ふくしま！」運動として、首都圏等で開催されるイベントでの地元産品を積極的に販売する事業者の支援を行いました。

原発事故にかかる東京電力への損害賠償請求については、JAや市町村等と連携を図りながら、毎月4方部(郡山、田村、須賀川・岩瀬、石川)ごとに、東京電力との共催により説明・相談会を行ったり、JA等に職員を派遣するなど、請求・支払いの支援に取り組みました。

(イ) 台風15号災害への対応

平成23年9月21日に本県を通過した台風15号により、農作物等で約1億5千万円、農地・農業用施設等において、14億2百万円の被害が発生しました。

農作物等に対しては、生育回復に向けての技術的支援を行うとともに、農地農業用施設等に対しては、その早期復旧に向けて取り組みました。(農地・農業用施設等の復旧 災害査定：213箇所 発注68箇所 平成24年3月末現在)

(ウ) 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応

災害への対応を最優先に行いつつも、『食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業』の実現に向け、「生産の拡大・商品力強化」、「消費者や他産業との絆づくり」等の取組を進めました。

「生産の拡大・商品力強化」については、米需給調整にかかる水田の有効活用としてそばやりんどうなど他品目の栽培や、葉たばこの廃作農地の利活用による新規品目栽培の新たな取組など、農家所得の向上と経営安定化を目指しました。

「消費者や他産業との絆づくり」については、農商工業者175名(平成24年3月末現在)によるネットワーク交流の促進や、関係機関の連携により情報提供と新たな商品化や販路開拓などの課題解決に向けた支援活動に取り組むなど、地域産業6次化の推進に努めました。

●直売所「はたけんぼ」における復興の取組

須賀川市内にある県内有数の直売所「はたけんぼ」では、震災と原発事故により農産物の供給が途絶えるとともに、風評被害も重なり運営に大きな影響が生じました。地元消費者や各地直売所の応援を受け、復興に向けた取組が進められるなか、放射性物質の検査機器導入の支援により自主検査が実施され、安全に提供できる商品が確保されました。平成23年度の売上は前年度に比べ2億円強の減少があったものの10億円近くまで回復しました。「はたけんぼ」は現在も食を通して地域の復興を進めています。



キュウリ農家を応援する販売キャンペーン

●葉たばこの廃作農地の利活用に向けた取組

田村地域では、平成23年度から葉たばこ廃作による農地の有効活用と野菜産地の強化を図るため、JAが中心となりピーマン、トマト、なす、さやいんげんなどの既存品目への誘導に加え、夏秋期の収穫により他産地との競合が避けられる品目として新たに長ネギの作付けに取り組み、指定産地化を目指しています。機械化やコンテナでパッケージセンターに出荷するなど省力化を図りながら良品生産に努め、現在約10ha、29名で作付けされています。



作付けされた長ネギ

ウ 県南地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害への対応

復旧・復興対策については、羽鳥ダム及び幹線用水路が被災し、矢吹町を中心とする約1,700haの水田への農業用水の供給が不能となったほか、管内の農地や農業用施設等が被災したことから、市町村等関係機関とともに、農業生産基盤の復旧と他作物への転換を進めるなど、経営の立て直しに向けた支援に努めました（農地・農業用施設等の復旧 災害査定：320箇所 発注：300箇所 平成24年3月末現在）。

農産物の安全確保に向けては、農産物の緊急時モニタリングを管内で2,116点実施し、野菜の出荷制限の解除に必要なデータの収集を進めるとともに、モニタリング検査結果の情報提供や生産指導を徹底し、安全・安心な農産物を消費者に供給してきました。

風評被害の払拭に向けては、緊急時モニタリング検査結果に基づく食の安全性PRに努めるとともに、「がんばろう ふくしま！」をスローガンとして、農業者や製造業者が連携し、県産農産物を活用した加工品・製造品の開発や県産農産物及び県産品のイメージ向上に取り組みました。

原発事故にかかる東京電力への損害賠償請求については、農業者等が行う請求事務等の支援を行いました。

(イ) 台風15号災害への対応

平成23年9月21日に本県を通過した台風15号により、農作物等で約4千4百万円、農地・農業用施設等において、13億8百万円の被害が発生しました。

農作物等に対しては、生育回復に向けての技術的支援を行うとともに、農地・農業用施設等に対しては、その早期復旧に向けて取り組みました。（農地・農業用施設等の復旧 災害査定：225箇所 発注88箇所 平成24年3月末現在）

(ウ) 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応

「清らかな源流を生かし、次世代につなぐ農林業」を目指し、「源流域の保全と源流の里にふさわしい農林業の推進」をはじめとする施策に取り組みました。

特に、水稻を中心としたエコファーマーの認定を促進し、新たに785名が認定されるなど、環境に配慮した持続性の高い農業生産方式の導入を図りました。

●羽鳥ダム及び幹線用水路被災地域に対する経営支援対策

県南地方では、東日本大震災により、管内全域で農地及び農業用施設等に被害が発生しました。

そのなかでも、「国営かんがい排水事業」により造成された、白河市大信、泉崎村、矢吹町等を受益地区とする羽鳥ダム及び幹線用水路の被災により、矢吹町を中心とする約1,700haの水田への農業用水の供給が不能となり、平成23年の水稻作付ができなくなりました。

そのため、関係機関と連携し、大豆やそば等の他作物への転換を推進しながら、農業者戸別所得補償制度や市町村が実施する支援措置への加入促進を行うとともに、生産指導を徹底しました。

その結果、大豆等他作物への転換が行われた地域では、農業経営への影響を最小限に止めることができました。

なお、被災した羽鳥ダム及び幹線用水路は、国による災害復旧事業により復旧を終え、大部分の地域では農業用水が確保されています。



大豆播種の様子

エ 会津地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害への対応

当地方では、主に原子力災害への対応となりました。また、東日本大震災の地震による被害に対しては、その早期復旧に向けて取り組みました。(農地・農業用施設等の復旧 災害査定：31箇所 発注：31箇所 平成24年3月末現在)

農産物の安全確保に向け、農産物等の緊急時モニタリングを管内で2,127点実施するとともに、放射性物質吸収抑制対策についての研修会を開催しました。

風評被害の払拭に向けては、緊急時モニタリング検査結果に基づく食の安全性PRに努めるとともに、今後の農業・農村の早期復興につなげるため、専門家の講演により「放射能」に関する正しい知識について学ぶ機会として「農業・農村復興セミナー」を開催しました。

また、会津若松市の食生活改善推進員や、相双地方等からの避難者が集い、「浜通りと会津の食で絆づくり」として、会津の郷土料理を作る料理体験教室や、郷土料理の文化について学ぶ講演会を開催し、避難者と住民との間で食育と交流を図りました。

原発事故にかかる東京電力への損害賠償請求については、農業者等が行う請求事務等の支援を行いました。

(イ) 平成23年7月新潟・福島豪雨災害への対応

農作物等で約7千5百万円、農地・農業用施設等において19億7千8百万円の被害が発生しました。

農作物等に対しては、生育回復に向けての技術的支援を行うとともに、農地・農業用施設等に対しては、その早期復旧に向けて取り組みました。(農地・農業用施設等の復旧 災害査定：273箇所 発注251箇所 平成24年3月末現在)

(ウ) 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応

「会津地域をリードする攻めの農林水産業の展開」を目指し、「地域産業6次化戦略の推進」、「環境と共生する農業の推進」、「農林水産業への理解の促進」等の施策を展開しました。

地域産業6次化に関心と意欲のある個人・団体を会員とする「あいづ“まるごと”ネット」は、平成24年3月末現在、延べ493名が会員となっており、交流会の開催や商品改良支援を行ったほか、会津地方の道の駅と連携した6次化商品のPRキャンペーン等を行いました。

「環境と共生する農業の推進」については、技術指導や研修会の開催、有機JAS認定誘導支援を行った結果、有機栽培認証面積は148haまで拡大し、エコファーマー数とともに県内一となっています。

● 「“会津地鶏” 産地懇談会」

会津地鶏のブランド化を一層推進し、販路の拡大に資するための懇談会を開催しました。特に平成23年度は、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生後、観光客の動向の変化に伴い、地域内の流通量が減少したことを踏まえ、生産者、実需者、消費者がともに会津地鶏の魅力や情報を共有し、それぞれの立場から会津地鶏を応援する機運を高め、幅広く情報を発信していくことを目的としました。

本懇談会では会津地鶏振興に関する取組経過の報告や試験成果の発表が行われた他、会津養鶏協会長より、一般消費者から募集した会津地鶏の応援活動を実践している男女6名を「会津地鶏 応援！特派員」として任命しました。

また、出席者に対して6次化商品等を含めた会津地鶏の関連商品として、ささみソースカツや生ハムなど8商品の試食・PRを行った結果、生産者、実需者及び消費者の間で交流が生まれ、その後の商品改良にもつながりました。



特派員任命の様子



会津地鶏関連商品の試食の様子

オ 南会津地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害への対応

当地方では、東日本大震災による実被害はほとんどなかったものの、原子力災害による風評被害により、農産物価格の低下や、教育旅行受入者数が前年の1割程度に留まるといった交流人口の大幅な減少などの被害が発生しました。

農産物の安全確保に向け、農産物等の緊急時モニタリングを管内で456点実施しました。

風評被害の払拭に向けては、緊急時モニタリング検査結果の広報や「がんばろうふくしま！」応援店の普及等に取り組みました。(平成24年3月末時点 76店舗)

原発事故にかかる東京電力への損害賠償請求については、管内の各町村において、請求手続きが円滑に進むよう東京電力に対し、説明会開催を要請しました。

(イ) 平成23年7月新潟・福島豪雨災害への対応

農作物等で約2億5千万円、農地・農業用施設等で約24億2千万円の甚大な被害が発生しました。

農作物等に対しては、被災したトマトやりんどう生産農家への技術的支援やボランティアによるほ場内の土砂撤去作業の実施、農作物等生産確保対策事業による病虫害防除・種子種苗等購入に関する生産者支援を行いました。

農地・農業用施設等については、その早期復旧に向けて取り組みました。(農地・農業用施設等の復旧 災害査定：119箇所 発注：73箇所 平成24年3月末現在)

(ウ) 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応

相次ぐ災害に見舞われながらも、「みんなが輝く園芸産地と交流の里づくり」を目指し、トマトの自動灌水同時施肥システム導入支援やアスパラガス、リンドウの県オリジナル品種の導入支援などにより園芸作物の振興を図るとともに、首都圏での「がんばろうふくしま！大交流フェア」におけるグリーン・ツーリズムのPRなど交流促進に向けた活動を行いました。

さらに、地域産業6次化の支援として、6次産業化の方部別ネットワークである「あいづ“まるごと”ネット」を通じた研修会の開催や、トマトやエゴマ、食用ほおずき、花豆といった当地方の特産作物を用いた6次化商品の求評会開催による商品のブラッシュアップ、販路開拓の支援に取り組みました。

●「南会津地方の地域産業6次化商品求評会」開催

平成24年2月10日に南会津町において、料理や流通、観光関係の専門家や一般消費者、農産物生産者、商工業者等の評価によって6次化商品の改良を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的として「南会津地方の地域産業6次化商品求評会」を開催しました。

当日は、地域の特産作物であるトマトやエゴマ、食用ほおずき、花豆を用いた加工品が多数集まり、その中でも評価の高かった試作品は、その後店頭販売に至るなど、新たな販路を確保する場にもなりました。

地域産業の6次化を進めることで、地域農産物の有効活用や生産者の所得向上が期待されます。



試作品の試食・評価の様子

カ 相双地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害への対応

当管内では、津波及び地震により、農地等生産基盤と関連施設等に甚大な被害を受けるとともに、原子力災害の発生により多くの住民が避難を余儀なくされる状況になりました。

また、相馬地方では被災地である一方で避難者の受け入れを行うなど生産環境が大きく変化するとともに、農林水産物についても被災や作付制限による生産量の激減と風評被害による消費者の敬遠が生じたことにより、生産活動についても厳しい状況となりました。

このような状況下にあっても、一刻も早い地域の復旧や復興へ向けた生産者の活動が開始され、その支援に努めました。

復旧・復興対策については、浸水ほ場の排水や、ため池等の保全、排水機場の仮復旧等応急的な対応のほか、海岸保全施設の早期復旧やほ場の再整備に向けて取り組みました。(農地・農業用施設等の復旧 災害査定872箇所 発注：170箇所 平成24年3月末現在)

農用地等の放射性物質の除染については、果樹の粗皮削りや高圧洗浄機による除染を行いました。また、除染の本格的な実施に向け、市町村やJA等とも連携しながら除染技術実証試験等に取り組みました。

農産物の安全確保に向け、農産物等の緊急時モニタリングを管内で2,562点を実施するとともに、放射能汚染に対応した生産方法などの各種指導や放射能に対する知識の向上を図るための講習会を開催しました。

風評被害の払拭に向けては、緊急時モニタリング検査結果に基づく食の安全性のPRに努めるとともに、「がんばろう ふくしま！」運動の一環として県産農産物をPRする事業を事務所独自で8回実施したほか、地域の食材を使用した料理教室を5回、「放射性物質を減らす調理法」講演会を開催するなど、地域住民の不安を解消し、安心して県産農産物を利用できるよう活動を行いました。

原発事故にかかる東京電力への損害賠償請求については、管内JAに職員を派遣するなどして、請求・支払事務等の支援を行いました。

(イ) 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応

「豊かな地域資源を生かした農山漁村の活性化」と「冬季温暖な気候を生かした農業の振興」をめざし、地域有機性資源を活用した環境と共生する農業振興等を中心に施策を展開してきましたが、東日本大震災及び原子力災害への対応で、ほとんど計画的な対応はできませんでした。

しかし、上記東日本大震災及び原子力災害への対応の、地域一丸となった取り組みにより、地域の振興作物であるブロッコリーの作付け面積は29.9haとなり、環境と共生する農業を目指し取り組んでいる特別栽培米は574haの作付けが行われました。

●相馬地方 いきいき 復興対策チャレンジ大作戦

地域の復興に寄与することを目的に、「地域づくり総合支援事業(サポート事業)」として、「放射能に対する知識の向上と農産物の安全・安心の確保」や「地域住民の絆づくりを通じた地域コミュニティの醸成」、「直売所・農村女性起業家によるアグリビジネスの活性化」を行いました。この事業は、相馬地方農産物直売所連絡協議会が中心となり、大震災や原発事故等により避難を余儀なくされている農業者等がこれまでに築き上げてきた直売所や女性起業家のネットワークを活用し、各市町村の仮設住宅などを会場にして、延べ5回の講演と絆づくり交流を行いました。

○食の安全・安心をメインテーマとした講演会等の開催

野菜ソムリエ、中小企業診断士及び県農業総合センター研究員・農林事務所職員が、「風評被害の克服方策」や「安全・安心な農産物生産のための技術対策」などについて、講演を行いました。

○地域住民の絆づくり交流と通じた地域コミュニティの醸成

地場農産物を用いた加工食品の試食や小学校での餅つき大会、地場野菜の無料配付による安全・安心のPRなどの活動を行いました。

○農村女性起業家等によるアグリビジネスセミナーの開催

先進事例として「道の駅ふくしま東和」における安全・安心への取組や「県農業総合センター」で実施されている緊急時モニタリングの状況について、移動研修を行いました。



小学校における餅つき大会

キ いわき地方

(ア) 東日本大震災及び原子力災害への対応

当地方は、3月11日に発生した地震及び津波に加えて、4月11日の余震により農地・農業用施設等や林産施設・治山施設に甚大な被害を受けました。また、原子力災害に伴う風評被害により農産物価格の低下等の影響がでました。

このような状況の中、当事務所では、迅速な復旧・復興や放射性物質対策に取り組みました。

復旧・復興対策では、被災農地や農業用施設等の復旧に取り組むとともに、津波等の被害を受けた農用地において、東日本大震災直後から、海水を被った農地約60箇所ですら塩分調査を行いました。調査の結果塩害の恐れがある地区においては、田植え前に7地区で塩害対策説明会を開催し、炭酸カルシウムの散布と代かき、排水などの対策を行いました。これらの営農指導や除塩事業により、水田の被害面積の2/3で水稻を作付けすることができました。

(農地・農業用施設等の復旧 災害査定52箇所 発注：52箇所 平成24年3月末現在)

また、放射性物質による土壌汚染対策として、いわき市すべての地区において、2kmメッシュによる土壌モニタリング調査を行い、比較的土壌の放射線濃度が高かった地区においては、さらに詳細なモニタリング調査を行いました。なお、調査結果については、地域住民にお知らせしたほか、いわき市と連携して広く情報を提供しました。

次に、農産物の安全確保に向けての取組としては、米を始め、野菜やきのこなど合計3,157点で緊急時モニタリングを行い、安全性の確認及び出荷制限解除のデータとして活用しました。

また、モニタリング検査結果に基づく食の安全性PRに努めるとともに、「がんばろう ふくしま！」運動により県産農産物をPRする販売キャンペーンを5回行い、風評被害対策に取り組みました。

(イ) 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応

『サンシャインいわき』が育む『森林・大地・海』の恵みを未来へと」をテーマとして、いわき地方の農業・農村の振興を図ってきました。

しかし、東日本大震災及び原子力災害への対応で、ほとんど計画的な対応はできませんでした。

そうした中であって、地域産業6次化の推進による、復旧・復興の加速化と地域の振興を目指し、地域産業6次化ネットワーク交流会を2回開催しました。

まず、11月に開催した第1回ネットワーク交流会において、東日本大震災で停滞を余儀なくされたいわき地域における地域産業6次化へ向けた取り組みを再起動し、3月に開催した第2回ネットワークにおいては、有識者による講演や各会員による6次化商品のPRを行い、次年度の地域産業6次化の

推進に向けた流れを作りました。

さらに、地産地消を推進するため、県が進める地産地消の趣旨に賛同し、地元産をはじめ県内産の農林水産物を積極的に利用する「食彩ふくしま地産地消推進店」や地元の生活情報誌に情報を提供しました。

● 「いわき地方における除塩事業」

いわき地方では、東日本大震災の大津波により約459haの農地（水田372ha、畑等87ha）が海水による浸水被害を受け、農産物の被害はイチゴ、ネギなど37,126千円に及びました。

当地方では、比較的早い段階で海水が引いたため代かきだけの対策で田植えが可能となったほ場も多数存在しましたが、冠水時間が長かった水田では塩分濃度が高く、塩害対策説明会の開催等による営農指導のほか、5地区128haにおいては、塩害を除去するため土地改良法の特例措置で創設された除塩事業を実施しました。

除塩は、早い段階で海水が引いたこと、瓦礫や土砂の混入が少なく、塩分が表層部にとどまっていたことから、①炭酸カルシウム散布→②耕起→③湛水→④代かき→⑤落水の順で、塩分濃度が下がるまで③～⑤を繰り返す方法で実施しました。

被災を受けた各農家も復旧に意欲的であり、約71haは平成23年度に施工が完了し平成24年度の作付けが可能となり、残る約57haについても平成24年度の作付までには施工を完了しました。



【代かきの状況】



【炭酸カルシウムの散布状況】

(4) 農作物等の気象災害（東日本大震災による被害を除く）

ア 農作物等の被害状況

平成23年度は、風害、降ひょう害、豪雨害、干ばつ害、雪害が合計11件発生し、県内の農作物等の被害額は約5億7,400万円となりました。

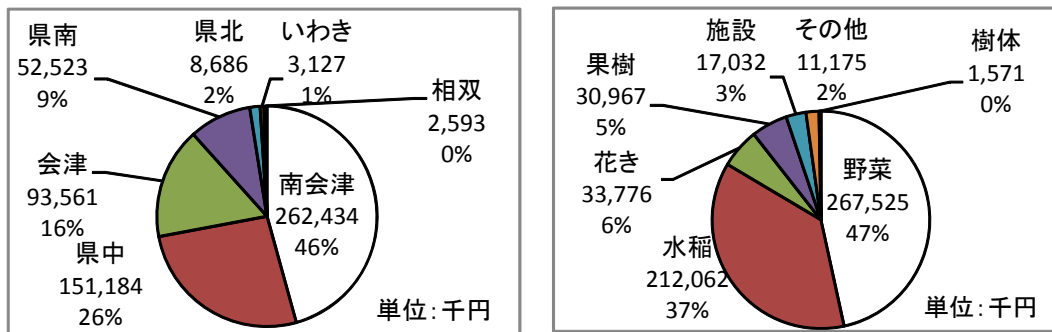
特に、7月27日～30日にかけての「平成23年7月新潟・福島豪雨」では、南会津・会津・県中地方を中心に3億2,800万円余りの被害が発生しました。

また、9月21日に本県を通過した「台風15号」により、県内一円において2億700万円余りの被害が発生しました。いずれの災害に対しても県農業等災害対策補助事業を実施しました。

地方別には、南会津地方が約2億6,200万円と全体の46%、次いで県中地方が約1億5,100万円と全体の26%を占めました。

作物別では、野菜が約2億6,800万円と全体の47%、次いで水稲が約2億1,200万円と全体の37%を占めました。

●平成23年度農作物等被害額 【総額 5億7,400万円】



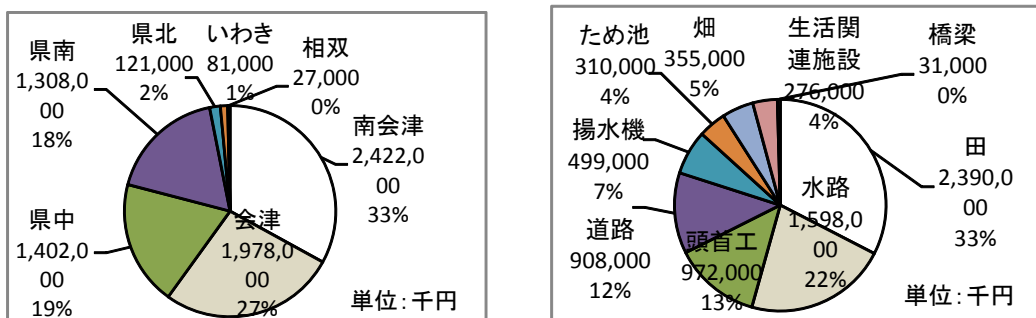
イ 農地・農業用施設等の被害状況

平成23年度は、豪雨等による災害が2件発生しました。県内の農地・農業用施設等の被害額は73億3,900万円となりました。1件は「平成23年7月新潟・福島豪雨」によるもので、南会津地方及び会津地方で44億円の被害が、もう1件は「台風15号」によるもので、県内一円で29億3,900万円の被害が発生しました。

地方別では、南会津地方が24億2,200万円と最も被害額が多く、次いで、会津地方、県中地方の順となりました。

施設別では、田の被害が23億9,000万円と全体の33%を占め、次いで水路の被害が15億9,800万円と全体の22%を占めました。

●平成23年度農地・農業用施設等被害額 【総額 73億3,900万円】



Ⅲ 農業及び農村の振興に関して講じた施策

1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う原子力災害への対応

(1) 被害の概況

平成23年3月11日、午後2時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、本県中通り及び浜通りで震度6強を示すなど、県内全域で強い揺れを観測しました。さらに、相馬市において9.3m以上の高さを観測するなど、予想を大きく上回る高さの津波が本県沿岸部に押し寄せました。

死者2,870名、行方不明者5名（平成24年9月11日現在）などの人的被害をはじめ、住宅や交通機関などに甚大な被害が発生しました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴って、周辺住民が避難を余儀なくされ、住民生活や産業活動に計り知れない被害が発生しました。

ア 地震・津波等による被害

農林水産業においても、農地や水産関連施設等を中心に甚大な被害が発生し、農林水産業の被害額は平成23年4月27日現在約2,753億円（速報値）となっています。

農作物等については、大型ハウスの倒壊やカントリーエレベーターの損壊、果実等の選果場や集出荷施設の損壊などの被害が発生しました。

農地・農業用施設等については、沿岸部農地の浸水被害や用水路の破損、ため池や湛水防除施設等の損壊、農業集落排水施設における管路破損、さらには海岸保全施設の損壊などの被害が発生しました。

特に県中地方の農業用ダムの藤沼湖は、地震の強い振動によって決壊し、下流集落に大きな人的・物的被害を与えました。また、浜通り地方の排水機場等も大きく被災し、津波浸水域の排水に困難を極めました。

イ 原子力災害

東京電力福島第一原子力発電所において、津波による施設内電源の喪失に起因する事故が発生し、大量の放射性物質が施設外部に放出されました。

この事故に伴い、周辺市町村に対する避難指示が出されました。警戒区域・屋内退避区域（後に緊急時避難準備区域）・計画的避難区域・特定避難緩衝地点等の区域設定等がなされ、指定区域への立入が制限されることとなりました。これにより、農林漁業者をはじめ多数の住民が他地域、他市町村への避難を余儀なくされました。

また、住民の避難を優先し、家畜に関しては移動が困難であったことから、畜産農家は自らが丹誠した家畜との、生き別れの苦しみを味わうこととなり、後に野生化した牛・豚等の処理の問題も発生しました。

さらに、事故発生直後より、本県産原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性ヨウ素が、野菜から放射性ヨウ素、セシウムが検出されるなど、放射性物質が県内広範囲に拡散していることが確認されました。

米においても、食品の暫定規制値を超過した事例が発生し、県産農産物の安全性に対する信頼を大きく揺るがすこととなりました。これら原子力災害に伴う農林水産物の出荷・摂取制限や風評に伴う損害、農地や海洋の汚染など、長期にわたる深刻な被害が発生しています。

地震・津波・原子力・風評の4重苦にあつて、まずその被害の実態の把握に努めるとともに、各種施設等の復旧や、農産物の安全性確保に向けた取組、放射能汚染に対応した技術の開発・普及、農業者への情報提供や経営面での支援、消費者に対するPR活動等を通し、農業の再生に向けて、全力で取り組みました。



大型園芸ハウスの被災の様子



津波による農地の被災の様子



農業集落排水施設の被災の様子



ため池堤体被災の様子



緊急時モニタリング検査の様子①



緊急時モニタリング検査の様子②

(2) 農業再生に向けた取組

ア 農産物等の安全・安心を確保する取組

(ア) 緊急時モニタリング調査

a 緊急時モニタリング

緊急時モニタリングとは、原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっていますが、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことを指します。

第1段階は、環境資料（飲料水、葉菜、原乳及び雨水）中の放射性物質の表面密度及び濃度について、原子力緊急事態の発生直後から速やかに開始され、第2段階は、土壌、植物、農畜産物、魚介類等を対象に、より広い地域で放射性物質及び放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われます。

県は、平成23年3月16日、国（原子力災害現地対策本部）に対して露地野菜と原乳の緊急時モニタリング実施を要望し、平成23年3月19日より開始しました。

b 分析体制

緊急時モニタリング開始当初は、財団法人日本分析センター等で分析が行われました。その後、県農業総合センターに4台のゲルマニウム半導体検出器を配備し、平成23年6月20日から分析業務を開始しました。

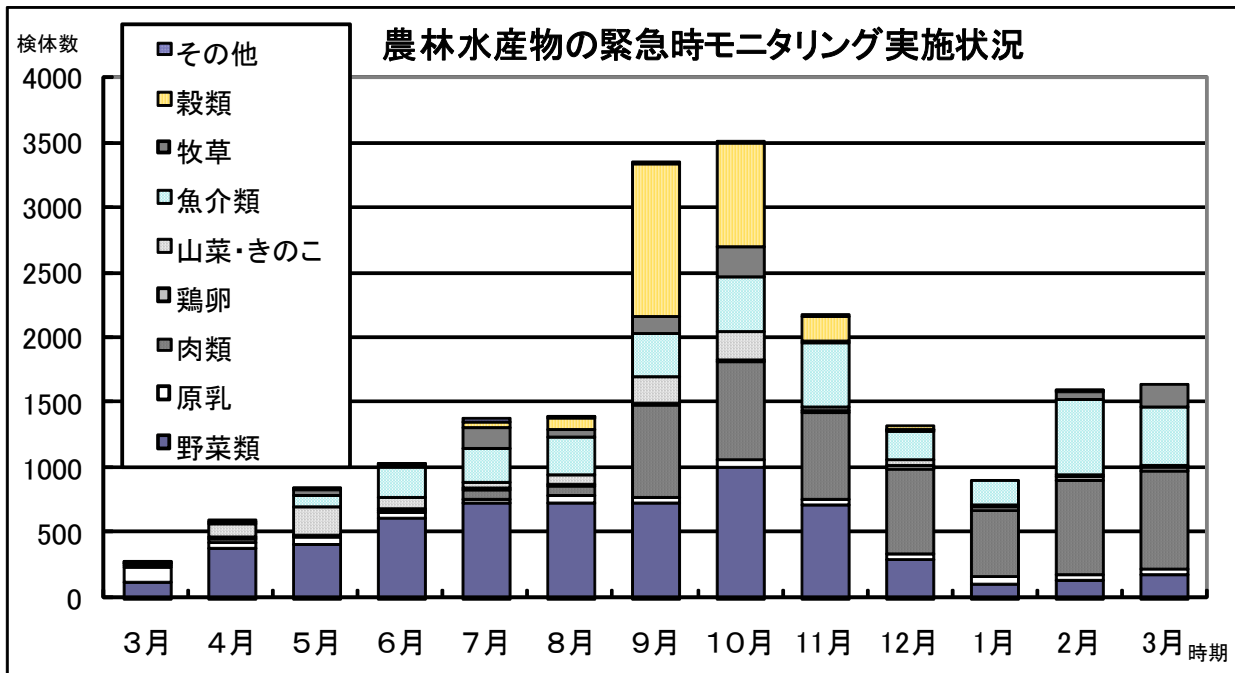
さらに、平成23年9月1日からは、新たにゲルマニウム半導体検出器6台を県農業総合センターに増設し、10台体制とするとともに、分析課を設置し分析体制を強化しました。

c 分析点数

平成24年3月末までに19,971検体の分析を行いました。そのうち暫定規制値または暫定許容値を超過したのは、681検体でした。

農林水産物の緊急時モニタリング実施状況

食品群	検体数														暫定規制値 超過件数	暫定規制値 以下件数
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
野菜類	115	376	404	608	720	730	733	1,008	708	294	110	135	180	6,121	145	5,976
原乳	121	46	63	46	40	50	40	45	45	40	50	40	40	666	15	651
肉類	14	23	17	18	65	77	712	763	666	656	510	723	757	5,001	0	5,001
鶏卵	7	20	1	11	11	11	11	11	22	22	33	31	30	221	0	221
山菜・きのこ	21	103	214	92	55	81	197	220	25	42	10	9	14	1,083	127	956
魚介類	2	18	80	221	248	282	338	420	495	237	186	581	449	3,557	227	3,330
牧草	0	7	63	36	172	58	129	220	8	3	0	76	163	935	162	773
穀類	0	0	0	0	43	104	1,170	802	192	22	0	1	0	2,334	3	2,331
その他	0	0	1	1	23	4	9	11	4	0	0	0	0	53	2	51
合計	280	593	843	1,033	1,377	1,397	3,339	3,500	2,165	1,316	899	1,596	1,633	19,971	681	19,290



c 出荷等の制限と解除

平成23年3月16日から18日にかけて川俣町の酪農家から採取した原乳を分析した結果、食品衛生法における放射性ヨウ素の暫定規制値（300Bq/kg）を超過したため、県は平成23年3月19日に川俣町と関係団体に川俣町産原乳の出荷と自家消費の自粛を要請しました。

また、平成23年3月19日に37市町村の原乳を分析した結果、4市町村で食品衛生法の放射性ヨウ素の暫定規制値、1村で食品衛生法の放射性セシウムの暫定規制値（200Bq/kg）を超過したことと、露地野菜についても、平成23年3月19日に、県内一円よりサンプルを収集し検査を開始しましたが、結果が判明するまでの間、安全性を確保する必要があったことから、平成23年3月20日に県は、県内で生産された原乳の出荷と自家消費の自粛及び県内で生産された露地野菜の出荷の自粛を各市町村及び関係団体に要請しました。

平成23年3月21日に、原子力災害対策本部長から県に対して、本県で産出されたホウレンソウ、カキナ及び原乳について、当分の間、出荷を控えることを関係事業者等に要請するよう指示がありました（露地野菜全体の出荷自粛要請から、ホウレンソウ・カキナの出荷制限に変更。ホウレンソウ・カキナは施設・露地の区別無く該当）。

その後、県が実施した緊急時モニタリングの結果に基づき、暫定規制値を超過した品目については、原子力災害対策本部長から摂取及び出荷の制限が指示される一方で、暫定規制値を安定して下回る品目については、出荷の制限が解除されました。

出荷制限等の現状

※1

制限等月日	区分	品目等	制限等の内容	現在の状況
平成23年 3月19日	牧草		給与自粛	一部地域を除き継続中
3月21日	畜産物	原乳	出荷制限	警戒区域等 ^{※2} を除き解除(～10/7)
		非結球性葉菜類		警戒区域等 ^{※2} を除き解除(～11/4)
3月23日	野菜	結球性葉菜類	出荷・摂取制限	警戒区域等 ^{※2} を除き解除(～10/28)
		アブラナ科花蕾類		警戒区域等 ^{※2} を除き解除(～10/28)
		カブ		警戒区域等 ^{※2} を除き解除(～11/4)
4月13日	きのこ	原木しいたけ(露地)	出荷制限	16市町村で継続中
5月9日	山菜	たけのこ	出荷制限	15市町村で継続中
6月2日	果実	ウメ	出荷制限	5市町で継続中
6月6日	水産物	ヤマメ(養殖除く)	出荷制限	対象内水面の拡大
7月19日	畜産物	牛	県外への移動・ と畜場への出荷制限	県の定める出荷・検査方針に基づき管理 される牛に限り解除(～8/25)
9月23日	堆肥		出荷・施用自粛	調査した堆肥の55%が出荷・施用自粛中
11月17日	穀類	平成23年産米	出荷制限	福島市・伊達市・二本松市の一部地域

※1: 主要な品目等について時系列で記載した。

※2: 警戒区域及び計画的避難区域(平成24年3月現在の区域区分)

d 分析結果等の周知

県は、分析結果と出荷制限等の一覧表をFAXや電子メールで関係機関、団体、市場などへ送付するとともに、報道機関への情報提供や県のホームページへの掲載を行いました。

また、ホームページ「ふくしま 新発売。(農林水産物モニタリング情報)」を平成23年8月17日に開設し、検査結果を検索できるようにしました。

新基準値

新基準値	ヨウ素 131 (Bq/kg)				セシウム 134・セシウム 137 (Bq/kg)				
	平成24年4月からの新基準値では 設定されておりません。				飲料水	牛乳	一般食品	乳児用食品	
					10	50	100	50	
暫定規制値	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類 (根菜・芋類を除く)	魚介類	飲料水	牛乳・ 乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・魚・ その他
	300	300	2000	2000	200	200	500	500	500

暫定規制値と新基準値については[こちら](#)をご覧ください。

 は新基準値(平成24年3月以前は暫定規制値)を超過している農産物です。

1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 次頁 | 010

品目	生産市町村名 (クリックで地図表示)	検出核種・濃度(Bq/kg)			サンプル 採取日	結果公表日
		ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137		
原乳	南会津町(乳業工場)	---	検出せず(<3.7)	検出せず(<3.8)	2012-09-12	2012-09-12
秋そば	南会津町(旧磐岩村)	---	検出せず(<3.8)	検出せず(<3.8)	2012-09-10	2012-09-12
秋そば	南会津町(旧磐岩村)	---	検出せず(<3.8)	検出せず(<4.0)	2012-09-10	2012-09-12
秋そば	南会津町(旧磐岩村)	---	検出せず(<4.0)	検出せず(<4.7)	2012-09-10	2012-09-12
原乳	南会津町(乳業工場)	---	検出せず(<3.1)	検出せず(<2.4)	2012-09-05	2012-09-05

ホームページ「ふくしま 新発売。」画面より

アドレス <http://www.new-fukushima.jp/>

(イ) 米における対応

a 平成23年産稲の作付制限について

県は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出による農作物への影響が懸念されたことから、県内の全ての稲作農家に対して全ての農作業の延期を要請するとともに、農地の土壌調査を実施しました。

国は、平成23年4月8日に「稲の作付に関する考え方」を公表し、避難区域に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度が5,000ベクレル/kgを超える地域については作付制限を行うとの考えを示しました。

県が国と協力して県内水田土壌を調査した結果を踏まえ、平成23年4月22日に、原子力災害対策本部長から知事に対して、「避難指示区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域で稲の作付制限の要請をすること」との指示がなされ、同日県は、関係市町村及び団体等へ同趣旨の徹底を農家に対し行うよう要請しました。

これらの区域内の稲作農家は、約6,800戸、稲の作付面積は約8,500haに及びました。県では、稲の作付制限を行う農家に対する十分な賠償がなされることや農用地の放射性物質の除去及び土壌改良等の対策を国に要望するとともに、農家に対する技術情報の提供や相談窓口の設置によるきめ細かな対応を行いました。

b 平成23年産米の放射性物質調査（緊急時モニタリング）

平成23年産米の安全性を確認するため、早期出荷米と一般米に分け、早期出荷米については、ほ場を指定して緊急時モニタリングを実施しました。一般米については、収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握して調査の精度を高めるための予備調査と、収穫後の段階で、放射性物質濃度を測定し出荷制限の要否を判断するための本調査の2段階としました。

予備調査は、土壌の汚染度等に応じて3つの区分を設け、旧市町村ごとに1点ずつもしくは市町村ごとに5点ずつ調査しました。

本調査では、「重点調査区域」と「その他の区域」を設け、予備調査及び「その他の区域」での本調査の結果、一定程度水準以上の放射性セシウムが検出された場合には、当該市町村を「重点調査区域」としました。「その他区域」は、旧市町村ごとに2点ずつ、「重点調査区域」は概ね15haごとに2点ずつとしました。

なお、市町村ごとに本調査の結果が全て判明するまでは、当該市町村全域の米の出荷や販売、譲渡、贈答は行わないこととし、早期出荷米、一般米ともに、暫定規制値を超過した場合には、旧市町村（又は市町村）単位での出荷自粛を要請することとしました。

その結果、食品中の放射性物質（セシウム）の暫定規制値（500Bq/kg）を超過する検体は無く、全ての市町村で出荷可能としました。

<調査内容及び結果の概要>

①早期出荷米調査

調査期間：平成23年 8月25日～平成23年 9月 9日

調査点数：101点（20市町村（41旧市町村）

結果概要：全ての検体で暫定規制値を下回った。

②予備調査（一般米）

調査期間：平成23年 9月 8日～平成23年 9月29日

調査点数：449点（48市町村）

結果概要：二本松市の1点で500Bq/kg

本調査においては、二本松市を重点調査区域とした。

③本調査（一般米）

調査期間：平成23年 9月15日～平成23年10月12日

調査点数：1,174点（48市町村）

結果概要：最高値は二本松市の1点で470Bq/kg

全ての検体で暫定規制値を下回った。

c 緊急調査

米の緊急時モニタリング調査終了後、福島市旧小国村で生産された23年産米から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、米の放射性物質緊急調査を実施しました。

(a) 調査対象地域、調査点数等

調査地域区分	調査対象地域	調査戸数(戸)	調査点数(点)	調査期間
1 福島市旧小国村	福島市旧小国村	135	5,066	平成23年11月16日～平成23年12月18日
2 特定避難勧奨地点が存在する地域等	6市町村 22旧市町村	4,910	6,852	平成23年11月22日～平成24年2月3日
3 放射性セシウムがわずかでも検出された地域等	29市町村 128旧市町村	18,202	20,837	平成23年12月28日～平成24年2月3日
合計	29市町村 151旧市町村	23,247	32,755	

(b) 調査結果及び出荷制限

3市9旧市町村において、暫定規制値を超過する放射性物質が検出されました。

このため、当該区域に対し、国より出荷制限の指示が発せられました。
また、100Bq/kgを超過し500Bq/kg以下であった地域についても、県として、出荷の見合わせを要請しました。

市町村名	旧市町村名	超過農家戸数	超過点数	最高値	出荷自粛	出荷制限
福島市	小国村 福島市	16 7	283 11	1,270 1,540	H23. 11. 16～ H23. 12. 2～	H23. 11. 17～ H23. 12. 5～
伊達市	月舘町 小国村 富成村 柱沢村 掛田町 堰本村	1 5 3 1 3 1	1 5 3 1 4 1	1,050 1,110 1,340 580 950 550	H23. 11. 28～ H23. 11. 28～ H23. 12. 8～ H23. 12. 8～ H23. 12. 18～ H23. 12. 29～	H23. 11. 29～ H23. 11. 29～ H23. 12. 9～ H23. 12. 9～ H23. 12. 19～ H24. 1. 4～
二本松市	渋川村	1	1	780	H23. 12. 7～	H23. 12. 8～
3	9	38	310	1,540		

d 特別隔離対策

緊急調査の結果、500Bq/kgを超過し国による出荷制限が指示された地域及び、本調査または緊急調査で100Bq/kgを超過し500Bq/kg以下であった地域の23年産米について、産地等の倉庫に隔離したうえで、出荷代金相当額を支払い、廃棄・処分する特別隔離対策が実施されました。

当初、国は、本対策の対象として、出荷制限の指示地域以外については、本調査または緊急調査で100Bq/kgを超過し500Bq/kg以下の数値が検出された生産者が生産した米に限定していましたが、その生産者が属する地域全体が対象となるよう国に要望し、結果、当該地域全体の生産者の米が対象として認められることとなりました。

なお、隔離対象米穀の見込み数量は1万7千トン程度で、出荷代金相当額については、東京電力株式会社からの賠償額を充てることとしました。

(ウ) 園芸品目における対応

a 園芸品目における緊急時モニタリング及び出荷制限等について

緊急時モニタリングを平成23年3月19日より開始しましたが、その結果が判明するまでの間、安全性を確保する必要があることから、県は平成23年3月20日に県内全域の露地野菜の出荷自粛を要請しました。

検査の結果、暫定規制値を超える検体があったことから、平成23年3月21日に、原子力災害対策本部長より知事に対し、本県において産出されたハウレンソウ及びカキナについて当分の間、出荷を控えるよう関係事業者等に要請するよう指示が出され、県は関係団体等に同内容を要請しました。(露地野菜全体の出荷自粛要請から、ハウレンソウ・カキナの出荷制限に変更。ハウレンソウ・カキナは施設・露地の区別無く該当。)

さらに、平成23年3月23日に、原子力災害対策本部長より知事に対し、本県内において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類について当分の間摂取及び出荷を差し控えるよう、またカブについて、当分の間出荷を差し控えるよう、指示が出され、県は関係団体等に同内容を要請しました。

その後、野菜・果実等園芸品目について、定期的に緊急時モニタリングを継続し、食品の暫定規制値を超過した場合には、品目毎・市町村毎に出荷制限を要請しました。一方、出荷制限等の品目について、緊急時モニタリングにより暫定規制値を安定して下回ることが確認された品目については、早期の制限解除について取り組み、平成23年4月27日付けで、県南地方において産出されたアブラナ科の花蕾類、会津・南会津地方において産出された結球性葉菜類について、出荷制限等が解除されました。

以後、順次解除に向けて取り組み、当初制限の非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブについては、平成23年11月4日までに、警戒区域等を除き、全て解除されました。

なお、園芸品目の緊急時モニタリングは平成24年3月末までに、6,121件実施しました。

b 園芸産地再生緊急対策事業の実施

県内各地の園芸産地における、放射能汚染に対する生産者の生産活動に対する不安の払拭とともに、今後導入する品目や技術対策の検討を促進するため、主要産地における放射性物質の拡散状況の把握や、産地における技術対策の検討の促進など、持続した生産活動を支援する取組を実施しました。

具体的には、①産地における環境放射線量等の調査とそのデータベース化、②全県域での指標作物（非結球性葉菜類等）による定点調査（経時的な空間線量の把握・植物体の放射性物質濃度）の実施、③調査結果等情報提供（生産者・産地関係者を対象とした成果説明会・専門家を招聘しての実績検討会）等を実施しました。

その結果、各産地ごとに栽培環境の実態や傾向が把握でき、それに基づいた技術対策等について、生産者・関係機関等とともに認識を深めることができました。

c 葉たばこの作付け自粛

福島県たばこ耕作組合は、原子力災害の影響を受け、平成23年産の作付けを自粛することにしました。

県は、平成24年度以降の葉たばこの生産再開に向け、以下のとおり関係機関と連携して取り組んできました。

（経過）

平成23年4月8日 福島県たばこ耕作組合は緊急役員会で、県内全域において、平成23年産の作付け自粛を決定。

平成23年 9 月 22 日	平成24年産葉たばこの廃作希望、廃作者への対応、作付、放射性物質の基準、腐葉土の利用等について関係機関（県たばこ耕作組合、JT、県）で検討。
平成23年12月 7 日	葉たばこ審議会結果及び平成24年度契約申込、売買契約に向けた対応、作付に向けた技術対策、廃作者の新たな品目の導入状況廃作地の利活用状況等について、関係機関で検討。
平成24年 2 月 3 日	平成24年産葉たばこ売買契約状況、売買契約に基づく対応、作付に向けた除染、廃作希望状況、廃作希望者への対応等について関係機関で検討。

d 加工用トマトの作付休止

原子力災害の影響を受け、メーカー・生産者等協議の上、平成23年産加工用トマトの作付を休止することにしました。

県は、平成24年度以降の加工用トマトの生産再開に向け、試験栽培や土壌分析、果実分析等の取組を以下のとおり関係機関と連携して進めてきました。

（経過）

平成23年 4 月 22 日	加工用トマト生産振興に係る要請（県、JA全農）
平成23年 5 月 9 日	加工用トマト試験栽培検討会
平成23年 7 月 6 日	現地検討会
平成23年 7 月 15 日	平成24年産加工用トマト作付に係る中間検討会
平成23年 8 月 12, 13 日	果実分析
平成23年10月31日	福島県加工用トマト生産安定推進協議会 （メーカーから平成24年度の作付方針の提示）
平成24年 1 月 18 日	平成23年度福島県加工用トマト生産安定推進協議会 （平成24年産作付希望取りまとめ報告）

e あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛

県は、市町村や関係団体等からの要請を受け、あんぽ柿の加工工程での乾燥により、原料柿中の放射性物質がどの程度濃縮されるか、伊達地方の原料柿を試験的に加工した検体を、検査しました。

その結果、原料と製品とで濃縮度合いが一定でないことや暫定規制値を超える検体が認められたことから、福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町のあんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工の自粛を要請しました。その他地域の乾燥果実の加工については、検査結果の公表や出荷前自主検査の指導の徹底を図りました。

（経過）

平成23年 9 月 14 日	あんぽ柿の放射能対策に関する検討会
平成23年 9 月 28 日	あんぽ柿の生産に関する検討会

- 平成23年10月14日 伊達地方で産出されるあんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛要請
- 平成23年11月2日 福島市及び南相馬市におけるあんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の加工自粛要請（県）
- 平成23年11月22日 あんぽ柿及び干し柿等の柿を原料とする乾燥果実の出荷前自主検査等の指導徹底

(エ) 畜産物における対応

a 原乳

本県産原乳の緊急時モニタリング検査の結果、暫定規制値を超える放射性ヨウ素が検出されたことを受け、平成23年3月21日に、原子力災害対策本部長から知事に対し、当分の間出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請するよう指示が出されました。

このため、本県産原乳の出荷制限解除に向け、適正な飼養管理の徹底と緊急時モニタリング検査を継続して実施した結果、平成23年4月8日から順次出荷制限が解除され、平成23年6月8日には37市町村が、平成23年10月7日には、酪農家のいない市町村においても出荷制限が解除され、警戒区域等を除く県内全域で原乳の出荷制限が解除されました。

その後も本県産原乳の安全確保を図るため、緊急時モニタリング検査を毎週実施し、現在まで放射性物質は検出されておられません。

b 牛肉

平成23年7月8日、9日に本県産牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことに伴い、平成23年7月19日に、原子力災害対策本部長から出荷制限の指示が出されました。

このため、本県産牛肉の安全性を確保するため、本県産肉牛の全頭検査体制を構築し、暫定規制値を下回る安全で安心な本県産牛肉を供給する体制が整ったことから、8月25日には牛の出荷制限が一部解除され、8月28日には、県内でのと畜が、9月16日には県外への出荷が再開されました。

本県産肉牛の出荷状況は、平成24年3月末現在で、16,205頭(県内でのと畜数4,608頭、県外でのと畜数11,597頭)となっており、暫定規制値を超える放射性物質は検出されておられません。

c その他

肉牛の全頭検査や原乳の緊急時モニタリング検査に加え、豚肉、鶏肉、鶏卵等の畜産物についても、定期的にモニタリング検査を実施し、本県産畜産物の信頼確保に向けた取組を強化しました。



牛肉のモニタリング検査
(サンプリング)の様子

(オ) 農業系汚染廃棄物処理対策

福島第一原子力発電所事故に伴い多量の放射性物質が環境に放出されたことから、県内の広範囲において、放射性物質により汚染された農林産物、その副産物及び農業生産資材（以下、「農業系汚染廃棄物」という。）が発生しました。

これに対して、食品衛生法の基準値を超過した農林産物や暫定許容値を超過した堆肥等の資材については、流通・利用の自粛を求めたことから、農家において大量の農業系汚染廃棄物が滞留することとなり、農業経営を圧迫することとなりました。

また、高線量の農業系汚染廃棄物による農業者の外部被ばくを防止することも重要な課題となりました。

このため、県は、福島県民健康管理基金を財源として平成23年12月補正予算により緊急に「農業系汚染廃棄物処理事業」を措置し、汚染廃棄物の一時保管、運搬、減容化、分析などの取組に対する支援を行い、速やかに汚染廃棄物の隔離保管及び処理を行うこととし、平成23年度は、11市町村において合計21,431トンの汚染廃棄物処理に取り組みました（事業費合計 374,525千円）。

○ 事業の実施状況（平成23年度）

農業系汚染廃棄物処理事業

1 平成23年度事業完了分

実施市町村数		5
事業費(千円)		31,199
処理量(トン)	稲わら	235
	堆肥	4,409

2 平成23年度計画承認、平成24年度繰越実施分

実施市町村数		6
事業費(千円)		343,326
処理量(トン)	牧草	448
	稲わら	460
	堆肥	15,839

○ 農業系汚染廃棄物処理事業の概要

1 事業内容

(1) 対象とする廃棄物

- ア 肥料、土壌改良資材、培土、飼料、敷料の放射性セシウムの濃度が暫定許容値を超過しているもの
- イ 食品衛生法の基準値を超過しているもの
- ウ 暫定許容値や基準値等の基準を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの

(2) 対象とする取組み

- ア 廃棄物の運搬、焼却等による減容化、一時保管・処分・有効利用等の処理
- イ 廃棄物及び周辺環境等のモニタリング
- ウ 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組み

2 事業実施主体 市町村、民間団体又は民間事業者（農業生産者団体等）

3 予算額 （平成23年度12月補正予算額） 349百万円
（平成24年度分債務負担行為） 803百万円
（平成24年度当初予算額） 5,243百万円

4 補助率 10/10

5 事業実施期間 平成23年度～平成26年度

イ 被災農地・農業用施設等の災害復旧

(ア) 農地・農業用施設等の復旧

東日本大震災による農地・農業用施設等の被害は、農地のほか、水路、道路、ため池、排水機、農業集落排水施設、海岸保全施設等、多岐にわたりました。

被害の約8割は浜通りにおけるものですが、その他にも県中地方における農業用ダム「藤沼湖」が地震により決壊するなど、甚大な被害がありました。

これらの被害の、早期復旧に向けて取り組みました。

a 被害の概要

表－1 各工種の被害額（平成23年4月27日現在）

工種	箇所数	備考
農地	1, 2 8 3	
農業用施設	2, 9 5 0	
農村生活環境施設	1 0 5	農業集落排水施設等
海岸保全施設（農地）	2 0	

※原発から30km圏内は基本的に航空写真を活用して被災状況を把握できるもののみを計上

b 災害査定の概要

表－2 各工種における災害査定額（平成24年1月31日集計）

工種	箇所数	査定額（億円）	備考
農地	6 5 7	4 2 8	
農業用施設	1, 2 4 0	3 6 3	
農村生活環境施設	1 1 7	7 5	
海岸保全施設（農地）	1 3	6 8	
合計	2, 0 2 7	9 3 4	

c 平成23年度の実施結果

- ・約2,000箇所の被害箇所のうち、約1,000箇所で復旧工事に着手しました。
- ・排水機場のポンプ施設の応急復旧に取り組み、18地区で仮復旧しました。



○排水機場周辺浸水状況



○排水機場内被災状況



○排水機復旧状況

(イ) 津波浸水農地の除塩

a 事業の概要

「東日本大震災に対処するための土地改良の特例に関する法律」に基づき、津波による海水の浸入で塩害を受けた農用地に対して市町が行う除塩作業に対し、補助金を交付しました。

b 事業対象

塩素濃度(C1) 水田0.12%以上 畑作地0.05%以上 の被災農地

c 事業内容

- ・ 除塩に必要な用水を確保するための用水施設及び用水路の新設又は改修
- ・ 除塩のために設置する揚水機（ポンプ等）の賃料、運搬、据付、撤去、及び送電施設、その運転に必要な労務費
- ・ 排水を促進するための弾丸暗渠及び排水溝等の施工
- ・ 排土、客土
- ・ 土壌に吸着したNaイオンを効果的に除去するために行う石灰資材の散布、代かき等

d 平成23年度の実績

市 町	H23年度着工			左記のうちH24年5月末完了		
	箇所数	面積(ha)	金額(千円)	箇所数	面積(ha)	金額(千円)
新地町	8	66.80	37,702			
相馬市	9	101.50	22,168			
南相馬市	3	34.13	11,703			
いわき市	5	127.72	26,030	5	127.72	26,030
計	25	330.15	97,603	5	127.72	26,030



(ウ) 共同利用施設の復旧

穀類乾燥貯蔵施設、果実共同選果場、集出荷貯蔵施設、大型園芸ハウス等の農業関連施設等についても、甚大な被害を受けました。（被害総額 農業関連施設等：199件 13億5百万円） これらのうち、共同利用施設については、東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、その復旧等を図りました。

<平成23年度実績（整備事業）>

事業内容：集出荷貯蔵施設、穀類乾燥貯蔵施設等 67件

事業主体：農業協同組合、農業者の組織する団体等

事業費総額：約8億8千万円（うち交付金 約4億2千万円）

その他、民間団体からの支援により、機械・施設等の復旧を図りました。

ウ 除染の推進

(ア) 農用地土壌における放射性物質の調査

原子力災害の発生に伴って県内農用地に飛散した放射性物質の状況が不明であり、今後の営農に支障をきたすおそれがあったことから、実態を把握するために、福島県農業総合センターを中心に国と連携しながら、平成23年3月～8月にかけて8回に亘って、水田土壌169地点、畑地土壌202地点、合計371地点について農用地土壌調査を実施し、放射性セシウムの分析結果を公表してきました。

さらに、平成23年11月から12月にかけて県内各地の農用地土壌のサンプリング調査を行い、平成24年3月23日に市町村別の農用地土壌の放射性物質濃度分布図及び簡易測定法を公表しました。

(イ) 除染等の技術開発・実証

原発事故に対応した除染技術開発のため、各試験研究機関では、従来の研究計画を大幅に見直し、農業総合センターでは放射性物質対策チームを設置するなど、放射性物質対策を最優先課題として取り組んできました。

国が主に警戒区域や計画的避難区域等の高濃度汚染地域や海洋、奥地林を対象とし、県が低濃度汚染地域や沿岸、内水面、里山林を対象に、農林水産省農林水産技術会議、(独)中央農業研究センター、(独)農業環境技術研究所、学習院大学、東京大学などと連携して、県内農用地土壌の放射性物質の分布状況や各種作物の放射性物質吸収量の把握、放射性物質の簡易測定法の開発、放射性物質の除去低減技術の開発、農産物加工における放射性物質の除去技術の開発、農作業時の外部被曝低減技術の開発等に取り組みました。

さらに、「民間等提案型放射性物質除去・低減技術実証事業」として民間技術の検証にも取り組みました。

その結果、これまでに、サーベイメータを用いた簡易土壌測定法を開発したほか、農産加工では、なたねの搾油や小麦の製粉により食品中の放射性物質が低減することを確認しました。また、果樹の粗皮削りや高圧洗浄、農地の反転耕、血液から牛肉中の放射性物質を推定する技術の開発など、合計87点の研究成果を公表しました。

試験結果については、市町村、関係団体(延べ5,660名)を対象とした研修会の開催や技術情報のホームページ掲載などにより迅速な技術の普及を図りました。

また、主な研究成果については、営農指導や国の「除染関係ガイドライン」や「福島県農林地等除染基本方針」に広く活用されています。

(ウ) 農林地等除染基本方針の策定

除染を実施する市町村等を支援するため、平成23年12月5日に農用地や森林の除染についての基本的な考え方をまとめた「福島県農林地等除染基本方針(農用地編及び森林編)」を策定するとともに、市町村、農林業団体等に対し、基

本方針の説明会を開催し内容の周知を図りました。

また、本庁及び出先機関に設置した支援チームにより、本基本方針に基づき市町村等に対し除染計画の策定や技術的な支援を行いました。

(エ) 除染等の技術対策の普及推進

a 情報の発信

東日本大震災及び原子力災害に対応し、事故直後より情報を発信し、農家の不安解消に努めてきました。

- (a) 「東北地方太平洋沖地震および東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等に関する農業技術情報」

発行日：平成23年3月25日～平成23年4月10日（11回発行）

- (b) 「『がんばろう ふくしま!』農業技術情報」

発行日：平成23年4月14日～現在(特別情報を含め23年度は49回発行)

- (c) 「【農家の皆様へ】稲わら(籾殻含む)の取扱いについて」

発行日：平成23年8月23日（1回発行、全戸配布）

- (d) 「東日本大震災の大津波による農作物の塩害対策」

発行日：平成23年4月13日（1回発行）

b 農用地等の除染を目的とした技術指針の作成と配布

試験研究成果を基本とした「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針(第1版)」を発行し、市町村や農業者等が実施する除染対策及び農作物への吸収抑制対策を支援してきました。

c 営農相談の実施における除染対策への対応

平成23年3月14日より「農林水産業に関する相談窓口」を開設し、農業者や関係機関団体から寄せられる除染や農作物等への吸収抑制対策など様々な質問に対し、丁寧な回答を行ってきました。

特に、平成23年12月22日から平成24年3月30日までの期間は、「農林地等の除染に関する相談窓口」を別途設置し、問い合わせ等へのきめ細かな対応にあたりました。

d 除染対策事業に係る技術支援の実施

市町村における除染対策事業の実施に際し、果樹における粗皮剥ぎや樹体洗浄、水田や畑地、牧草地における反転耕や深耕など、試験研究成果に基づく除染技術の実践的な紹介と普及に努めてきました。

また、除染技術の普及を加速化させるため、県内8箇所では反転耕の実演会を開催しました。

(オ) 除染の実施

除染に関する技術面・制度面での整備を進めた結果、県内各地で農用地等の除染が進められました。平成24年4月15日現在の実施状況は下記のとおりです。

除染実施計画策定市町村：33市町村

除染実施面積：水田985ha・畑地12ha・樹園地4,363ha・牧草地8ha



果樹の除染の様子（高圧洗浄機による粗皮剥ぎ）



水田の除染の様子（反転耕の実施）

(カ) 放射性物質の農作物への吸収抑制対策の推進

放射性物質の農作物への吸収抑制対策として、東日本大震災農業生産対策交付金の推進事業を活用し、カリウム肥料やゼオライト等の資材のほ場への投入を推進しました。（平成23年度実績 市町村・J A・生産者団体等57件）

エ 農業者に対する支援

(ア) 農林水産業に関する相談窓口の設置

「農林水産業に関する相談窓口」を設置し、東日本大震災及び原子力災害で被害を受けた農林漁業者等からの相談に対応しました。

平成23年3月14日から開始し、平成23年4月28日まで24時間、以降は毎日午前8時30分から午後9時までの体制で対応しました。平成24年3月末までの相談件数は、累計で12,581件となっています。

地域別の内訳は、県内が10,524件、不明が2,057件であり、県内の内訳は浜通り1,912件、中通り8,067件、会津地方545件でした。

相談者の内訳は、農林漁業者が5,823件、農林漁業者以外が6,133件、不明が625件でした。

問い合わせ内容は、営農についてが3,331件、出荷・流通についてが2,794件、家庭菜園・自家消費等についてが4,056件、各種意見・アドバイスが821件、その他が1,579件でした。

(イ) 経営再開マスタープランの作成

津波により被害を受けた市町においては、今後の中心となる担い手や農地集積を含めた地域農業のあり方を明らかにする必要があることから、集落での話し合い、合意形成による経営再開マスタープランの作成を推進しました。

平成23年度は、南相馬市押釜地域において、地域農業の復興に向けて中心となる担い手に農地集積を図るためのマスタープランを作成しました。

(ウ) 被災農家経営再開支援事業

東日本大震災から農業生産の速やかな復旧を図るため、被災農地等の復旧作業を行う農業者に対し、復興組合等を通じてその活動に応じ、経営再開支援金を交付しました。

浜通りを中心に、5市町の33復興組合によって実施され、合計3,024haで取り組まれました。

(エ) 県内の避難先における一時就農の支援

東日本大震災及び原子力災害による被災者の営農再開に向けて、避難先で耕作放棄地を活用した就農支援を推進しました。

川俣町では、飯舘村や町内山木屋地区の被災農家のため、町内4箇所に実証ほ場を設置し、実証作物の栽培管理を委託しました。

○被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業による就農支援（実証ほ場）

川俣町地域担い手育成総合支援協議会は、飯舘村や町内山木屋地区からの避難者のための就農支援として、避難者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金（国庫）を活用して、耕作放棄地を再生し、再生した農地での作物の栽培を実証するための実証ほ場を町内に設置して、避難者に実証作物の栽培管理を委託し、技術の承継と営農再開に当たっての初期リスクの大幅な低減を図っています。

※ 実証ほ場の概要

- ・設置箇所数等
- ・実証作物
- ・運営方法

4カ所 (2.62ha)

小菊、カーネーション

町内に避難している農家4名に対して実証作物の栽培管理を委託する。



荒廃の状況



再生後の状況



パイプハウスの整備状況



実証ほ場の様子

(オ) 農業者向け金融支援策の実施

被災農業者等の営農の維持・安定を図るため、JAグループと連携した無利子の農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）を創設し、更に資金需要に応じ資金制度の拡充等を図りながら、農業施設等の復旧や必要な運転資金等を融通しました。

農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）利子補給承認実績	758件	3,168百万円
------------------------------------	------	----------

また、国の被災農業者等に対する金融支援（償還・据置期間の延長、実質無利子化措置等）について、ホームページ等により周知に努めました。

オ 風評被害の払拭に向けた取組

(ア)「がんばろう ふくしま!」運動推進事業

県産農林水産物等に対する風評被害を最小限に食い止めるため、首都圏等における積極的な販売の促進と消費拡大活動を緊急的に実施しました。

a 首都圏等風評被害対策事業

首都圏等及び県内における取引の維持・拡大を図るため、あらゆるメディア媒体を活用して、正確な情報を発信しました。

(a) 専用ウェブ「ふくしま 新発売。」による情報発信

訪問者数37万人超 ページビュー187万超

(b) パブリシティ活動のコンテンツとしてのイベントの実施

実施回数 5回

b 「がんばろう ふくしま!」応援店拡大事業

「がんばろう ふくしま!」運動に参加する応援店の拡大を図るため、特典イベントの実施等応援店の活動を支援しました。

(a) 応援店での購入者に対する特典イベントの実施

実施回数 1回

(b) 「ふくしまファンクラブ」及び「うつくしま農林水産ファンクラブ会員」

向け通信販売と情報発信

① ファンクラブ通信発行回数 1回

② 通信販売カタログ発行回数 1回

(c) 応援店向け販促PR資材の整備

応援店登録件数(H24.3末現在) 1,552件

c 「がんばろう ふくしま!」運動サポート事業

「がんばろう ふくしま!」運動の拡大を図るため、県内各地域の生産者団体等の自主的な風評被害対策を支援しました。

(a) 商店街、流通業者、任意団体等の県外活動支援

支援件数 120件

(b) 生産者団体による活動支援

支援件数 4件

(c) 県主催による生産者団体と連携した風評被害対策活動

① 県内量販店・直売所における一斉キャンペーンの開催

開催回数 6回

② 首都圏等における県主催の風評被害対策活動の実施

(トップセールス等)

実施回数 37回

d 「がんばろう ふくしま!」ふくしま米販売支援事業

ふくしま米の風評被害を払拭するため、関係団体と一体となってプロモーション活動を実施しました。

(a) トップセールス等による安全確保PR活動

活動回数 28回

- (b) 米穀卸売業者・小売店・消費者等に対する安全PR・プロモーション活動支援

支援件数 1件

(イ) 農産物販路拡大活動事業

a 首都圏における県産農林水産物販売対策事業

- (a) 首都圏風評被害対策イベントの調整
(b) 市場・量販店での販売価格調査等の実施

b 大消費地（首都圏以外）における県産農林水産物販売対策事業

- (a) 大消費地における風評被害対策イベントの調整
(b) 県外青果物研究会との情報交換及び放射性物質に対する状況説明や産地研修の実施

c 県産農林水産物流通対策事業

- (a) 農林水産祭（実りのフェスティバル）における県産農林水産物のPR
(b) 「がんばろう ふくしま！」市場応援団への情報提供

(ウ) ふくしまの恵み「食」のPR事業

a オリジナル特選産品等利用拡大事業

県産農林水産物PRイベント等における県産農産物購入者を対象に「ふくしまの恵み「食」のプレゼントキャンペーン」を実施しました。

b ループ状高速道路活用事業

「5県ループ『つながろう ひろがる』食と観光フェスタ」（3月25日栃木県壬生町）において、ふくしまの「食」と「観光」のPRを実施しました。



「がんばろう ふくしま！」
スタートアップイベント
平成23年4月1日～3日 郡山市



首都圏におけるトップセールス
平成23年8月18日 東京・大田市場

2 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」への対応

東日本大震災などの災害対応を行いつつも、「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」に掲げた、農業・農村の振興の実現に向けて実施した主な取組は以下のとおりです。

(1) 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト

ア ふくしまイレブン生産販売強化事業（ふくしまイレブン販売促進総合PR）

「がんばろう ふくしま！」運動事業とともに、各種イベントにおいて福島イレブン品目のPRを図りました。

(ア) 「ふくしまイレブントータルプロモーション」

（台東区浅草、平成23年9月17～18日）

「したまちマルシェin台東」で9品目の販売PR

(イ) 「～東北・関東エリア応援企画～秋の大応援物産フェア」

（丸ビル、平成23年11月1日）

新米及び米粉関連商品の販売PR

(ウ) 「ごちそう ふくしま満喫フェア2011」

（福島市、平成23年11月5～6日）

新米・川俣シャモ・会津地鶏の販売PR

(エ) 「アグロ・イノベーション2011」

（幕張メッセ、平成23年11月30日～12月2日）

新米・会津地鶏・リンゴの販売PR。併せて商談会にも参加。

(オ) 「ふくしま市場プロモーション」

（葛西ふくしま市場、平成23年12月10～11日）

新米・牛肉・会津地鶏・リンゴの販売PR

イ 食彩ふくしま青果物知名度アップ事業

福島県農産物の露出度を高めるため、広報媒体を活用したPR活動を支援しました。

支援件数 1件

ウ 水稻新品種「天のつぶ」ブランド化育成支援事業（「天のつぶ」認知度向上対策事業）

(ア) 「ふくしま米需要拡大推進協議会」の活動支援

「天のつぶ」を中心にした県産米の需要拡大のための活動を支援しました。

<活動内容>

①炊飯特性の調査分析を行うとともに、関係者説明会を実施。

②県内一斉販売PRの実施

③「がんばろう ふくしま！」運動推進事業と連携した「ふくしま米」PR

④首都圏米穀卸等に対する産地状況説明及び試食評価

(イ) 飲食店等における「天のつぶ」のPR活動

県内外の飲食店、宿泊施設及び外食産業事業者等への「天のつぶ」提供によるPR及び県産米の継続取引の要請等の活動を実施しました。

(2) 環境と共生する農業の推進

地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、平成23年度に新たに導入された「環境保全型農業直接支援交付金」の活用を推進しました。これは、エコファーマーの認定を受けている農業者が、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減しカバークロップの作付等に取り組む場合や、有機農業に取り組む場合に、交付されるものです。

平成23年度は、会津地方を中心として、県内各地の20市町村、445haで取り組まれました。このうち220haは有機農業の取組であり、その大半は水稻での取組でした。

(3) 地域産業6次化の推進

ア「ふくしま・6次化創業塾」の実施

積極的に地域産業6次化に取り組む農林漁業者や商工業者を発掘・育成するため、「ふくしま・6次化創業塾」を開塾し、「開発実践コース」と「ステップアップ起業コース」の2コースに73名が参加しました。実践事例を講師から学んだほか、先進地研修、ビジネスプランニング演習等を通じて、各受講生が具体的な新商品開発プランや、起業・事業拡大を目指すビジネスプランを構築して発表し、59名が卒塾しました。

イ 6次化商品推進キャンペーン事業

近年開発・改良された6次化新商品の販売キャンペーンをサービスエリア及びスーパーマーケットで開催し、試食販売やアンケート調査により消費者の反応を確認することで、商品のブラッシュアップを図るとともに、PR活動を実施しました。

(ア) 販売キャンペーン

a 東北自動車道サービスエリア

日時：平成24年1月7～9日

場所：安達太良SA（上り）、那須高原SA（下り）

b スーパーマーケット

日時：平成24年2月11～13日

場所：県内スーパーマーケット2店舗（福島市・郡山市）

(イ) 「6次化商品カタログ」の作成・配布

掲載商品：86業者 200アイテム

部数：5,000部

ウ 「全国農産物直売サミット」推進事業

「全国農産物直売サミット」（10月27日～28日 郡山市）の交流会において、県産食材や県内農産物直売所の商品PRを実施しました。また、「がんばろう ふくしま！」農産物直売所合同フェア（10月28日～29日 郡山駅）を開催し、農産物直売所産品及び着地型観光PRを実施しました。

（4）農業者戸別所得補償制度の本格実施

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指す「農業者戸別所得補償制度」が平成23年度から本格実施されました。

平成23年度の交付金交付件数は、36,006件となり、平成22年度戸別所得補償モデル対策に比べ、1,693件増加しました。

農業者戸別所得補償制度の実績

項目	平成22年 (モデル対策)	平成23年	対前年比較
加入者数(件)	34,313	36,006	1,693
交付金額(億円)	145.2	108.2	▲ 37.0
うち 米の所得補償交付金(定額部分)	(54.9) ^{※1}	59.9	(5.0)
うち 米価変動補填交付金	(55.3) ^{※2}	0	(▲ 55.3)
うち 水田活用の所得補償交付金	(35.0) ^{※3}	39.2	(4.2)
うち 畑作物の所得補償交付金	—	8.5	—

(農林水産省公表資料)

注) ※1:米戸別所得補償モデル事業における定額部分
※2:米戸別所得補償モデル事業における変動部分
※3:水田利活用自給力向上事業

（5）企業等の農業参入促進

企業等の農業参入を推進するため、「ふくしま農業・企業ニーズマッチング相談会」を県内3方部で開催し、農業参入を予定している延べ15社の参加により市町村等との個別相談を実施しました。また、農業参入の際の初期の経費等に対し、5社に対して助成しました。こうした取組の結果、平成23年度は新たに6社が参入しました。

（6）新規就農者の確保・定着

新規就農者を確保するため、新規参入者を受け入れ、地域の活性化を進めようとする行政区や農地利用改善団体に対し、受入条件の整備や経営開始を支援するための経費に対して助成しました。

平成24年5月1日現在（平成23年5月2日から平成24年5月1日まで）の新規就農者数は142人と、前年比40人減となりましたが、そうした中であって、大沼郡昭和村においては、かすみそう栽培を中心に、10名の方が新規就農しました。

これは、県の助成を受けて就農前研修を行い、新たに就農となったもので、全員首都圏からの新規参入者でした。

（7）農業水利施設等ストックマネジメントの推進

農地・農業用施設の保全管理や農村環境の向上の取組を推進するため、非農家も含めた地域ぐるみで行う共同活動に対し、「農地・水保全管理支払交付金」により支援しました。

平成19年度から県内各地で取り組まれており、平成23年度については、一部東日本大震災及び原子力災害の影響により実施できなかった地域もありましたが、合計40市町村、644の組織で取り組まれました。

これらの活動を通し、農業用施設の機能維持や農村の豊かな自然環境や景観の保全や地域コミュニティ機能の活性化が図られました。



ごちそうふくしま満喫フェア（平成23年11月5～6日・福島市）



農地・水保全管理交付金

水利施設点検の様子

水路法面の草刈の様子

参 考 资 料

1 農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちょく状況（県全体）

－「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」の主要指標の現況値－

「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」に掲げた、県全体の指標の進ちょく状況は、以下のとおりです。

I 魅力ある農山漁村の形成

指標No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進ちょく率(%)	
					C/A	C/B
1	農産物加工品販売額	①⑨ 65 億円	90 億円 以上	71 億円 H21実績値	109.2	78.9
2	農商工連携体を把握した件数	②⑩ — 件	75 件 以上	47 件 H22～23累計	—	62.7
3	グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数	②⑩ 218 千人	230 千人 以上	156 千人 H23(暦年)	71.6	67.8
4	絆づくりを促進する運動の認知度	②⑩ 33 %	50 % 以上	43.0 %	130.3	86.0
5	福島県農林水産部メールマガジン登録件数	②⑩ 546 件	3,000 件 以上	1,017 件	186.3	33.9
7	農業集落排水処理人口	②⑩ 132,657 人	145,000 人 以上	134,402 人 H21実績値	101.3	92.7
8	緊急点検による要整備ため池整備率	②⑩ 0 %	11 % 以上	4 %	—	33.6
10	海岸保全施設整備率 (農地海岸)	②⑩ 57.3 %	61 % 以上	60.8 %	106.1	99.7

II 農業の振興

指標No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進ちょく率(%)	
					C/A	C/B
13	農業関連産出額	①⑨ 2,500 億円	2,700 億円 以上	2,496 億円 H21(暦年)実績値	99.8	92.4
14	食料自給率(カロリーベース)	①⑨ 85 %	増加をめざす	90 % H22概算値	105.9	—
15	認定農業者数	②⑩ 6,647 経営体	8,300 経営体 以上	6,621 経営体	99.6	79.8
16	新規就農者数	21 161 人 H21.5.1	210 人 以上	142 人 41,030	88.2	67.6
17	過疎・中山間地域における新規就農者数	21 81 人	増加をめざす	88 人	108.6	—
18	農業生産法人等数	②⑩ 364 法人	550 法人 以上	394 法人 H22実績値	108.2	71.6
19	耕作放棄地の解消面積	②⑩ 41 ha	2,000 ha 以上	459.0 ha H22～23累計	1119.5	23.0
20	うつくしま農林水産ファンクラブ会員数	②⑩ 1,827 人	3,000 人 以上	2,649 人	145.0	88.3
21	農産物直売所の販売額	①⑨ 79.5 億円	増加をめざす	84.0 億円 H22実績値	105.7	—
22	学校給食における地場産物活用割合	②⑩ 34.7 %	40 % 以上	36.1 % H22実績値	104.0	90.3
23	福島県産農産物の海外輸血量	②⑩ 147.9 トン	500 トン 以上	17.0 トン	11.5	3.4

※指標No.10については、津波等の被災による減少分は計上していません。

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗よ率(%)	
					C/A	C/B
24	女性の認定農業者数	⑳ 314 経営体	830 経営体 以上	479 経営体 H22実績値	152.5	57.7
25	家族経営協定締結数	⑳ 941 戸	1,400 戸 以上	1,091 戸	115.9	77.9
26	農作業死亡事故年間発生件数	⑳ ¹⁶ ₅ 16 件	8 件 以下	22 件 H22(暦年)	137.5	275.0
27	農用地利用集積面積	⑳ 57,243 ha	96,000 ha 以上	48,128 ha H22実績値	84.1	50.1
28	農業所得目標を達成した認定農業者数	⑳ — 経営体	5,000 経営体 以上	364 経営体 H22～26累計	—	7.3
29	機能向上により用水供給が確保される面積	⑳ 67,508 ha	80,000 ha 以上	77,859 ha	115.3	97.3
30	機能向上により排水条件が改善される面積	⑳ 74,013 ha	75,000 ha 以上	74,386 ha	100.5	99.2
31	ほ場整備率(水田)	⑳ 74.3 %	75 % 以上	74.7 %	100.5	99.6
32	農用地利用集積率(ほ場整備事業実施地区)	⑳ 47.5 %	70 % 以上	45.7 %	96.2	65.3
33	農道整備率	⑳ 40 %	41 % 以上	40.4 %	101.0	98.5
34	補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	⑳ — ha	39,000 ha 以上	10,243 ha H22～23累計	—	26.3
35	補修・更新により湛水防除が維持される面積	⑳ — ha	200 ha 以上	0 ha H22～23累計	—	0.0
36	継続して点検診断し、計画管理されている農業水利施設の割合	⑳ 100 %	100 %	100 %	100.0	100.0
37	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	⑳ 36,757 ha	46,000 ha 以上	35,569 ha	96.8	77.3
38	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動への参加者数	⑳ 321,500 人	増加をめざす	268,984 人 H22実績値(相対除く)	83.7	—
39	中山間地域等における地域維持活動を行う面積	⑳ 16,321 ha	17,600 ha 以上	15,625 ha	95.7	88.8
40	中山間地域等における地域維持活動への参加者数	⑳ 30,268 人	増加をめざす	27,162 人	89.7	—
41	特色ある多様な米づくりの作付面積	⑳ 28,192 ha	37,700 ha 以上	32,269 ha	114.5	85.6
42	県産大豆の上位等級(1、2等級)比率	⑳ 61.2 %	75 % 以上	43.3 %	70.8	57.7
43	経営安定に資する対策への加入面積 大豆	⑳ 1,124 ha	1,800 ha 以上	972 ha	86.5	54.0
44	経営安定に資する対策への加入面積 麦	⑳ 445 ha	570 ha 以上	345 ha	77.5	60.5
45	「会津のかおり」の作付面積	⑳ 67 ha	1,200 ha 以上	1,000 ha	1492.5	83.3
46	野菜の作付面積	⑳ 14,899 ha	15,700 ha 以上	14,599 ha H22実績値	98.0	93.0
47	きゅうりの作付面積	⑳ 898 ha	970 ha 以上	762 ha	84.9	78.6
48	トマトの作付面積	⑳ 506 ha	540 ha 以上	354 ha	70.0	65.6
49	アスパラガスの作付面積	⑳ 495 ha	570 ha 以上	478 ha H22実績値	96.6	83.9
50	果樹の栽培面積	⑳ 7,560 ha	7,840 ha 以上	7,400 ha H22実績値	97.9	94.4
51	ももの栽培面積	⑳ 1,790 ha	1,860 ha 以上	1,780 ha	99.4	95.7
52	日本なしの栽培面積	⑳ 1,170 ha	1,180 ha 以上	1,120 ha	95.7	94.9

※指標No.29、30、31、33については、津波等の被災による減少分は計上していません。

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
53	花きの作付面積	⑳ 596 ha	650 ha 以上	601 ha H22実績値	100.8	92.5
54	りんどうの作付面積	⑳ 40 ha	60 ha 以上	39 ha H22実績値	97.5	65.0
55	工芸農作物の作付面積	⑳ 1,400 ha	1,100 ha 以上	38 ha	2.7	3.5
56	肉用牛飼養頭数	⑳ 83,400 頭	91,900 頭 以上	58,100 頭	69.7	63.2
57	肉用牛肥育出荷頭数	⑳ 30,529 頭	39,400 頭 以上	33,121 頭 H21実績値	108.5	84.1
58	乳用牛飼養頭数	⑳ 17,900 頭	19,300 頭 以上	14,800 頭	82.7	76.7
59	生乳生産量	⑳ 105,748 トン	113,200 トン 以上	76,783 トン	72.6	67.8
60	豚飼養頭数	⑳ 200,400 頭	206,600 頭 以上	130,700 頭	65.2	63.3
61	肉豚出荷頭数	⑲ 363,688 頭	379,500 頭 以上	376,805 頭 H21実績値	103.6	99.3
62	採卵鶏飼養羽数	⑳ 5,779 千羽	6,000 千羽 以上	3,636 千羽	62.9	60.6
63	肉用鶏飼養羽数	⑳ 1,282 千羽	1,360 千羽 以上	1,218 千羽 H21実績値	95.0	89.6
64	飼料作物作付面積	⑳ 13,400 ha	16,000 ha 以上	13,300 ha	99.3	83.1
65	大消費地へのふくしまの「顔」となる青果物の供給	⑲ 36,500 トン	43,000 トン 以上	39,595 トン	108.5	92.1
66	県アンテナショップ(首都圏)におけるプロモーション実施回数	⑳ 61 回	増加をめざす	96 回	157.4	—
67	福島県産農産物の海外向け	⑳ 9 千万円	20 千万円 以上	5 千万円	55.6	25.0
68	試験研究課題における実用的成果の割合	⑳ 83 %	100 %	100 %	120.5	100.0

V 安全・安心な農林水産物の提供

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
90	GAPに取り組む産地数	⑳ 66 産地	186 産地 以上	114 産地	172.7	61.3
91	JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率	⑳ 93.6 %	100 %	94.0 % H22実績値	100.4	94.0
93	小学校における「田んぼの学校」取組校数	⑳ 95 校	増加をめざす	98 校 H22実績値	103.2	—

VI 自然・環境との共生

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
94	エコファーマー数	⑳ 16,881 人	20,000 人 以上	18,057 人	107.0	90.3
97	認証を受けた特別栽培農産	⑳ 5,179 ha	7,800 ha 以上	3,196 ha	61.7	41.0
98	有機農産物の作付面積	⑳ 233 ha	370 ha 以上	265 ha	113.7	71.6
99	農業用使用済プラスチックの組織的回収率	⑳ 73.0 %	100 %	47.6 %	65.2	47.6

※振興プランに掲げた指標のうち、農業及び農村に関わる指標のみを掲載した。

※目標値は平成26年度、実績値は、断りがない限り平成22年度の値である。

※網掛けした指標は、総合計画と共通の主要指標である。

※東北地方太平洋沖地震の影響により、取りまとめできない数値がある。

2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちょく状況（地方別）

－ 「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」の主要指標の現況値 －

「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」に掲げた、地方における指標の進ちょく状況は、以下のとおりです。

県北地方

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進ちょく率(%)	
					C/A	C/B
1	認定農業者数	②〇 1,888 経営体	2,230 経営体 以上	1,870 経営体	99.0	83.9
2	新規就農者数	②〇 26 人	60 人 以上	46 人	176.9	76.7
3	エコファーマー数	②〇 1,127 人	2,800 人 以上	924 人	82.0	33.0
4	もも出荷数量(福島・伊達地)	②〇 15,930 トン	17,000 トン 以上	17,515 トン	109.9	103.0
5	農産物直売所の販売額	②〇 25.2 億円	増加をめざす	17.6 億円 H22実績値	69.8	－
6	ほ場整備率(水田)	②〇 61.2 %	61.5 % 以上	61.3 %	100.2	99.7
7	農道整備率	②〇 50.1 %	50.4 % 以上	50.4 %	100.6	100.0
8	緊急点検によるため池整備数	②〇 ー 箇所	17 箇所 以上	8 箇所	－	47.1
9	基幹水利施設の補修・更新施設数	②〇 ー 施設	3 施設 以上	2 施設	－	66.7

県中地方

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進ちょく率(%)	
					C/A	C/B
1	認定農業者数	②〇 1,199 人	1,700 人 以上	1,124 人	93.7	66.1
2	園芸作物出荷額	②〇 75.4 億円	82 億円 以上	60.1 億円	79.7	73.3
3	エコファーマー数	②〇 2,615 人	3,100 人 以上	3,217 人	123.0	103.8
4	農産物直売所販売額	②〇 26.7 億円	増加をめざす	25.0 億円	93.6	－
5	耕作放棄地の解消面積	②〇 15 ha	520 ha 以上	145 ha H22～23累計	966.7	27.9
6	ほ場整備率(水田)	②〇 62.5 %	63 % 以上	63.0 %	100.8	100.0
7	農業集落排水処理人口	②〇 41,775 人	45,000 人 以上	41,179 人	98.6	91.5

県南地方

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進ちょく率(%)	
					C/A	C/B
1	エコファーマー数	②〇 877 人	1,200 人 以上	2,826 人	322.2	235.5
2	農業集落排水処理人口	②〇 38,919 人	42,000 人 以上	39,499 人	101.5	94.0
6	主要園芸作物栽培面積	②〇 296 ha	314 ha 以上	333 ha	112.5	106.1
7	農業生産法人数	②〇 36 法人	54 法人 以上	47 法人	130.6	87.0
8	農商工等連携体を把握した	②〇 0 件	11 件 以上	5 件	－	45.5
9	農産物直売所販売額	②〇 9.5 億円	増加をめざす	13.5 億円 H22実績値	142.1	－
10	新規就農者数	②〇 10 人	20 人 以上	18 人	180.0	90.0
11	農林業・農村体験者受入数	②〇 3,706 人	5,700 人 以上	1,245 人	33.6	21.8

会津地方

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	農商工連携促進法に基づく 計画認定数	㊦ 2 件	15 件 以上	3 件	150.0	20.0
2	バイオマスタウン構想 策定市町村数	㊦ 2 市町村	7 市町村 以上	3 市町村	150.0	42.9
5	小規模農家民宿数	㊦ 30 軒	60 軒 以上	52 軒	173.3	86.7
6	認定農業者数	㊦ 1,481 人	1,670 人 以上	1,610 人	108.7	96.4
7	農地・水・環境の良好な保全を図る 共同活動を行う面積	㊦ 10,934 ha	13,600 ha 以上	11,352 ha	103.8	83.5
8	補修・更新により安定的な用水 供給機能が維持される面積	㊦ 0 ha	14,100 ha 以上	2,103 ha	—	14.9
9	地産地消推進店数	㊦ 23 店舗	50 店舗 以上	33 店舗	143.5	66.0

南会津地方

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	新規就農者数	㊦ 9 人	9 人 以上	9 人	100.0	100.0
2	集落営農取組み集落数	㊦ 28 集落	37 集落 以上	28 集落	100.0	75.7
3	県オリジナル品種導入面積	㊦ 26 ha	220 ha 以上	134 ha	515.4	60.9
4	かん水同時施肥導入率 (夏秋トマト)	㊦ 20 %	30 % 以上	25 %	125.0	83.3
6	年間販売額1千万以上の 直売所・加工所の組織数	㊦ 5 組織	8 組織 以上	7 組織	140.0	87.5
7	小規模農家民宿数	㊦ 54 軒	200 軒 以上	175 軒	324.1	87.5
8	教育旅行受入者数 (延べ宿泊数)	㊦ 621 人	増加をめざす	528 人	85.0	—
9	エコファーマー数	㊦ 540 人	600 人 以上	684 人	126.7	114.0
10	補修・更新により安定的な用水 供給機能が維持される面積	㊦ — ha	80 ha 以上	0 ha	—	0.0

相双地方

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	グリーン・ツーリズムイン ストラクチャーによる受入数	㊦ 39,696 人	42,000 人 以上	9,320 人	23.5	22.2
2	認定農業者数	㊦ 1,037 人	1,060 人 以上	948 人	91.4	89.4
3	特別栽培米面積	㊦ 2,691 ha	4,400 ha 以上	574 ha	21.3	13.0
4	大豆栽培面積(団地)	㊦ 532 ha	570 ha 以上	115 ha	21.6	20.2
5	ブロッコリー栽培面積	㊦ 172.9 ha	210 ha 以上	29.9 ha	17.3	14.2
6	肉用牛飼養頭数	㊦ 14,125 頭	14,700 頭 以上	2,784 頭	—	—
7	ほ場整備率(水田)	㊦ 71.8 %	75.0 % 以上	72.3 %	100.7	96.4
8	海岸保全施設整備率 (農地海岸)	㊦ 57.3 %	61.0 % 以上	60.0 %	104.7	98.4

※相双地方指標No. 8については、津波被災による影響は計上しておりません。

いわき地方

指標 No.	指標名	現況値 [A]	目標値 [B]	実績値 [C]	進捗率(%)	
					C/A	C/B
1	園芸作物の振興 (いちごの収穫量)	⑳ 142 ト	280 ト 以上	132 ト	93.0	47.1
2	同 (ねぎの収穫量)	⑳ 825 ト	1,250 ト 以上	624 ト	75.6	49.9
3	同 (養液栽培面積)	⑳ 1,647 a	2,300 a 以上	1,937 a	117.6	84.2
4	エコファーマー数	⑳ 466 人	900 人 以上	587 人	126.0	65.2
5	農業生産法人数	⑳ 35 法人	52 法人 以上	38 法人	108.6	73.1
6	直売所の販売額	⑳ 3.2 億円	増加をめざす	4.0 億円 H22実績値	125.0	—
7	ほ場整備率(水田)	⑳ 49.4 %	51.2 % 以上	50.3 %	101.8	98.2
8	シイタケ生産量	⑳ 20 ト	220 ト 以上	184 ト	920.0	83.6
13	小規模農家民宿数(宿泊者 数)	⑳ 0 軒 (0) 人	25 軒 以上 (655) 人 以上	8 軒 (0) 人	—	32.0 0.0

用語解説

あ

●エコファーマー（えこふぁーまー）

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、知事が認定した農業者の呼称です。

か

●環境保全型農業

（かんきょうほぜんがたのうぎょう）

自然環境を守りながら、安全・安心な農産物を生産するため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和を図りながら、地域における有機性資源の循環利用を図ることを基本とした農業のことです。

●GAP [Good Agricultural Practice]

（ぎゃつぷ）

農業者が農産物の安全性や環境保全などについて、適切な管理を行うことで危害要因の発生を抑えようとする農業生産行程管理手法のことです。

●緊急時環境放射線モニタリング

原子力施設に異常状態が生じ、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者はそれぞれの防災計画に従い、所要の防災対策を講ずることとなっているが、その防災対策の一環として、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施されるモニタリングのことです。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ「滞在型の余暇活動」のことです。

●耕作放棄地（こうさくほうきち）

耕作放棄地は、農林業センサスで「調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地」としています。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意志のある土地は『不作付け地』といい、経営耕地に含まれる。」と定義されます。統計上の用語です。

なお、農林業センサスでは「長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は耕作放棄地に含めない。」としています。

さ

●持続性の高い農業生産方式（じぞくせいのかいのうぎょうせいさんほうしき）

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法のことです。

●実需者（じつじゅしゃ）

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人（食品加工業者など）のことです。

●集落営農（しゅうらくえいのう）

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行うことです。

●主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家のことです。

●準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主で、65才未満の農業従事60日以上の方がいる農家のことです。

●食品中の放射性物質に関する暫定規制値

（しよくひんちゅうのほうしゃせいぶつにつにかんするざんていきせいち）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたことを受け、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、原子力安全委員会により示された指標値を、食品中の放射性物質の規制値として暫定的に定めたものです。食品からの被ばくに対する年間許容線量を5ミリシーベルトを上限とする前提で、算出されています。

（例）穀類・野菜類・肉等の規制値：放射性セシウム 500ベクレル/kg

●食品中の放射性物質に関する基準値（新基準値）

（しよくひんちゅうのほうしゃせいぶつにつにかんするきじゅんち）

より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げて算出された基準値。一部経過措置の品目を除き、平成24年4月1日より施行された。

（例）一般食品の放射性セシウムの基準値：100ベクレル/kg

●水稻直播栽培（すいとうちょくはさいばい）

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術です。育苗、田植えのコストや手間を省くことができます。

●ストックマネジメント

農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系のことです。

た

●大区画ほ場（だいくかくほじょう）

1区画が、1ha以上に整備された農地です。

●WCS [ホールクロップサイレージ]

（だぶりゅしーえす）

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰める、またはロール状に整形してプラスチックフィルムでラッピングすることで乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージといいます。稲のホールクロップサイレージは、平成20年から、米の生産調整の取組みとして取り扱う米穀等に含まれるとともに、昨今の輸入飼料の高騰を背景として、作付拡大が図られています。

●団地（化）（だんち（か））

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態のことです。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業構造改革対策などの各種の施策において推進しています。

●地域産業6次化（ちいきさんぎょうろくじか）

農林水産業の6次産業化や農商工連携などの動きを発展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官など多様な主体

が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、戦略的に推進しています。

●中山間地域等直接支払事業

(ちゅうさんかんとうちょくせつしはらいじぎょう)

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など、適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。

●登熟(とうじゅく)

米、麦、豆類の種子が次第に発育・肥大していくことをいいます。

●特別隔離対策

平成23年産米について、食品中の放射性物質の新基準値案の水準(100 Bq/kg)を考慮し、暫定規制値(500 Bq/kg)を超える放射性セシウムの検出により出荷が制限された米だけでなく、100 Bq/kgを超える米についても、市場流通から隔離するための対策のことで。対象となる米は、①500 Bq/kgを超える数値が検出され出荷制限が課された地域の生産者が生産した米②本調査又は緊急調査で100 Bq/kgを超える数値が検出された生産者が生産した米などです。隔離対象となる米については、市場流通しないよう産地の倉庫等に隔離し、その廃棄・処分には当たっては、国、関係地方自治体及び関係団体が一体的に対応することとしました。また、これを円滑に実施するため、民間団体などが出荷代金相当額を生産者等に対して支払う仕組みを整備し、東京電力から損害賠償金が支払われた段階で、この出荷代金相当額は相殺されることとしました。

●特別栽培(とくべつさいばい)

化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

●トレーサビリティシステム

トレーサビリティとは、追跡が可能であることを意味します。問題発生時に食品の流通ルートを通ることによって問題の原因把握、当該食品の回収・撤去を容易にする体制をいいます。

な

●認定農業者(にんていのうぎょうしゃ)

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営者自らが、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のことです。

●農外所得(のうがいしょとく)

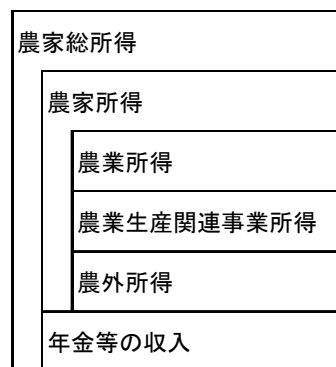
農家が、農業及び農業生産関連事業以外の事業活動や労働賃金等によって得た所得のことです。

●農家所得(のうかしょとく)

農業所得、農業生産関連事業所得及び農外所得の合計のことです。

●農家総所得(のうかそうしょとく)

農家所得と年金等の収入の合計のことです。



●農業依存度(のうぎょういぞんど)

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標です。

●農業産出額〔農業粗生産額〕

（のうぎょうさんしゅつがく）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額のことです。

●農業生産関連事業所得

（のうぎょうせいさんかんれんじぎょうしょとく）

農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業で得られた所得のことです。

●農業者戸別所得補償制度

（のうぎょうしゃこべつしょとくほしょうせいど）

食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図る制度です。対象作物は、水稲、麦、大豆など。

●農地・水保全管理支払交付金

（のうちのみずほぜんかんりしはらいこうふきん）

農地や農業用水などの農業基盤や農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民等の多様な主体が参画した地域ぐるみの効果の高い活動を支援する施策です。平成19年度から開始された「農地・水・環境保全向上対策」を継続し、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図った制度となっています。

は

●バイオマス

有機性（光合成によってつくり出される生物由来の）資源の総称です。バイオマスは、太陽、水、炭酸ガス、植物があれば繰り返し生産及び活用することができます。

●販売農家（はんばいのうか）

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の農家のことです。

●副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

65才未満の農業従事60日以上の方がいない農家のことです。

●ポジティブリスト制度（ぼじていぶりすとせいど）

基準が設定されていない農薬が一定量以上残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。

ま

●木質バイオマス燃料

（もくしつばいおますねんりょう）

木に由来する有機性資源の総称です。木材の他に枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含みます。

や

●有機農業（ゆうきのうぎょう）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないこと、さらに農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式で行う農業のことです。

●遊休農地（ゆうきゅうのうち）

遊休農地とは、農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号で「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。」と定義されています。

福島県農業・農村振興条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条－第18条）

第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条－第22条）

附 則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進する

とともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及

び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

第2章 農業及び農村の振興に関する

基本施策

第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。

三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。

四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]